

Ⅲ 重点施策



(1) 普及・啓発のさらなる充実

現 状

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会を実現するためには、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要です。横浜市は、平成16年に「横浜市障害者プラン」を策定する際に疾病や障害についての理解を深めるための「普及・啓発の更なる充実」を重点施策に掲げ、取組を進めてきました。

取組の一つに、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」があります。ここでは、コミュニケーションボード(※)の作成・普及や公共機関・医療機関への啓発研修などを通して、障害への理解を深める活動を行っています。

しかし、市民の理解はまだ十分であるとはいえない状況であり、引き続き社会全体で障害についての理解を深めていくことが必要です。

ニーズ把握調査結果より

ふだんの暮らしの中で「意思が伝わらない」「周囲の理解がない」と感じる人の割合は、引き続き高い数値を示しています。特に外見から障害が分かりにくい知的障害や精神障害の人が、周囲の理解を求める割合が高くなっています。

生活面で困ること(複数回答)		平成15年	平成20年
自分の意志が相手に伝わらない	身体障害	27.4	28.7
	知的障害	72.5	65.6
	精神障害	—	38.4
周囲の理解が足りない	身体障害	20.3	21.8
	知的障害	26.1	36.1
	精神障害	—	36.1

*平成15年は身体障害と知的障害が対象。平成20年はこれに精神障害も対象としています。

※「コミュニケーションボード」は、文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードに描かれた絵や記号を指差すことで、意思を伝えやすくする道具です。これまでに「お店用」「救急用」「災害用」「鉄道駅用」を作成しました。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shogai/kankoubutu/board/kyukyu.html>)

今後の考え方

市民が疾病や障害についての理解を深めることは、障害のある人の教育や就労、交通や住居など地域生活の様々な場面で求められる基盤となるものであり、今後、共助による支えあいや見守りなどの地域における支援体制を形成するためにも、継続的に普及・啓発活動を行うことが重要です。

そのため、学校教育での取組をさらに深めていくとともに、地域住民と一緒に活動を実施していくことが必要です。ニーズ把握調査で、39%の人が災害時の安全確保が不安だとしていますが、地域での普及・啓発活動を進めることは、災害時の支援体制づくりにも効果があると考えます。

また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」は、当事者が主体となって行う活動であり、この活動が継続されるよう必要な支援を行い、引き続き協働による普及・啓発を行っていきます。この他、ホームページなどを活用した普及・啓発に関する情報発信の充実にも取り組んでいきます。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	セイフティーネットプロジェクト横浜の活動や、その他の市民活動による障害理解のための研修や講演、研究、地域活動などを支援・協働し、さまざまな普及啓発を推進します。
災害時における要援護者支援の推進	地域において災害時の要援護者支援をテーマとした普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人や家族が地域で行われる防災訓練に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページ等の媒体を活用して、発達障害や高次脳機能障害など新たな障害を含め、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に努めます。
副学籍(*)による交流の推進	特別支援学校の児童生徒が地域の小中学校に副学籍を置き、交流及び共同学習を推進します。副読本「みんな友だち」を活用しながら、小中学校において障害理解を推進します。

* 副学籍：特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組み



(2) 相談支援システムの機能強化

現 状

相談支援システムの体制整備として、①身近な相談者、一次相談支援機関、二次相談支援機関の重層的な相談の仕組み、②個別支援会議から浮かびあがる課題を地域自立支援協議会で考える仕組みを作りました。しかし、まだこの相談支援システムが、障害者本人や家族、関係者に十分に活用されていません。相談支援システムの普及とあわせ、障害者本人や家族が問題を解決するための的確なアドバイスを受けることができるとともに、その状況や気持ちをよく理解し、共感できる人材のさらなる育成と確保が今後の課題です。

ニーズ把握調査結果より

【日頃、身近で相談する相手】

家族	86.1%
友人・知人	29.5%
施設等の職員	19.5%
相談支援機関	3.5%

【相談支援の利用意向】

今後利用したい	57.8%
利用する必要はない	27.1%

【相談した問題解決に必要なこと】

相談者の状況や気持ちを理解してもらえる	72.8%
的確なアドバイスができる人材がいる	52.7%

第1期の取組状況

【相談支援事業実施機関数】

	18年度	19年度	20年度	
障害者地域活動ホーム	15	16	16	※23年度までに全18区開所予定
入所施設等専門機関	7	8	8	
就労支援センター	6	6	8	
地域療育センター	7	7	7	
精神障害者生活支援センター(※)	(8)	11	14	※23年度までに全18区開所予定
計	35(43)	49	53	

【地域自立支援協議会設置状況】

18区のうち、16区に設置済み

【人材育成・確保のための取組】

- ケアマネジメント研修修了者（平成11年度から17年度まで）・・・ 1,050名
- 相談支援従事者研修修了者（平成18年度から20年度まで）・・・ 291名

今後の考え方

第1期プランで取り組んだ「システムの構築」を受け、第2期プランではシステムがより一層円滑に機能することを目標に、「システムの機能強化」のための取組を行います。

① 広める

相談支援システムが浸透するよう、障害者本人、家族、関係機関に対して普及活動を行います。

② 深める

身近な相談者、一次相談支援機関、二次相談支援機関の面接スキルなどケアマネジメント技術や自立支援協議会の進め方などの技術支援などを通して、人材のさらなる養成と確保をすすめます。

③ 活かす

自立支援協議会を活用し、相談支援システムの評価並びに個別ケースの積み重ねから見える地域の福祉的課題の解決をはかります。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
相談支援システムの普及 (広める)	障害者本人や家族が1人で悩みを抱え込まないために、相談支援システムの活用促進にむけ、本人・家族・関係者にシステムの普及を図ります。
相談支援従事者の養成 (深める)	相談支援従事者としての意識、知識(3障害の特性の理解、発達障害者や高次脳機能障害者等、障害者手帳の対象にならない障害の理解、精神疾患の早期受診受療支援等)、技術をもった人材のさらなる養成・確保のために相談支援従事者研修を実施します。
自立支援協議会強化のための技術支援 (深める)	「地域自立支援協議会」が地域課題をまとめ、市自立支援協議会に施策提案するために、「個別支援会議や自立支援協議会の運営手法」と「施策提言策定の技術」等について、事務局(区役所と地域活動ホーム)を技術支援します。
ケアマネジメントの充実 (深める)	相談支援事業と関連の深い他事業(障害者自立生活アシスタント派遣事業や精神障害者退院促進支援事業など)との連携を強化し、相談支援事業利用者のニーズを満たします。
当事者相談の推進 (深める)	障害者本人や家族による当事者相談を、「身近な相談」として引き続き相談支援の窓口の一つとするとともに、社会状況に即した効果的な仕組みを検討・推進します。
相談支援事業評価基準の策定 (活かす)	より機能する相談支援システムを目指し、市自立支援協議会で相談事業の評価基準を策定し、評価を試行します。
難病患者への医療講演会・交流会の実施	患者数が少なく治療法が確立されていない難病患者に、病気の知識や日常生活の工夫についての情報を提供するため、専門医による医療講演会の実施を推進します。また、患者同士の交流と情報交換を支援するために、疾患別の患者交流会を引き続き実施します。

※障害者自立生活アシスタント派遣事業

単身等で生活する知的障害者及び精神障害者が地域生活を継続するために、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」を派遣して、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う事業

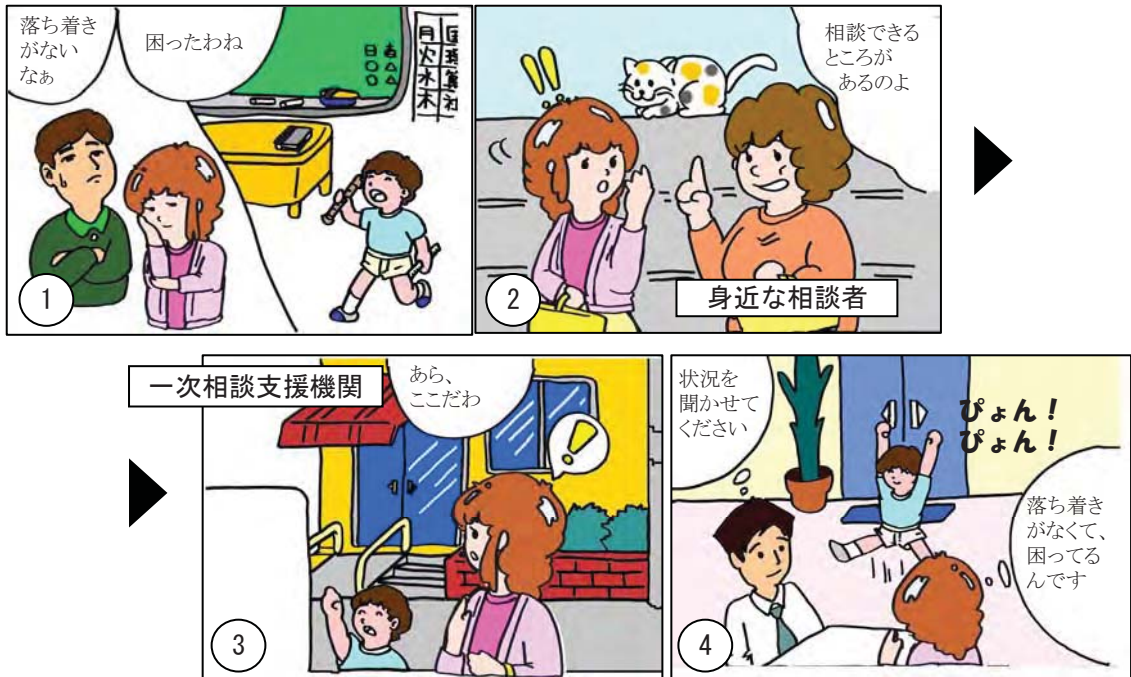
※精神障害者退院促進支援事業

精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者の方で、この事業の利用を希望し、かつ病院の主治医から推薦がある方を対象者に決定し、専任の職員(自立支援員)による退院に向けた支援を行う事業

相談支援ってこんなこと

* 発達障害のあるお子さんの事例でご紹介します。

<広める>



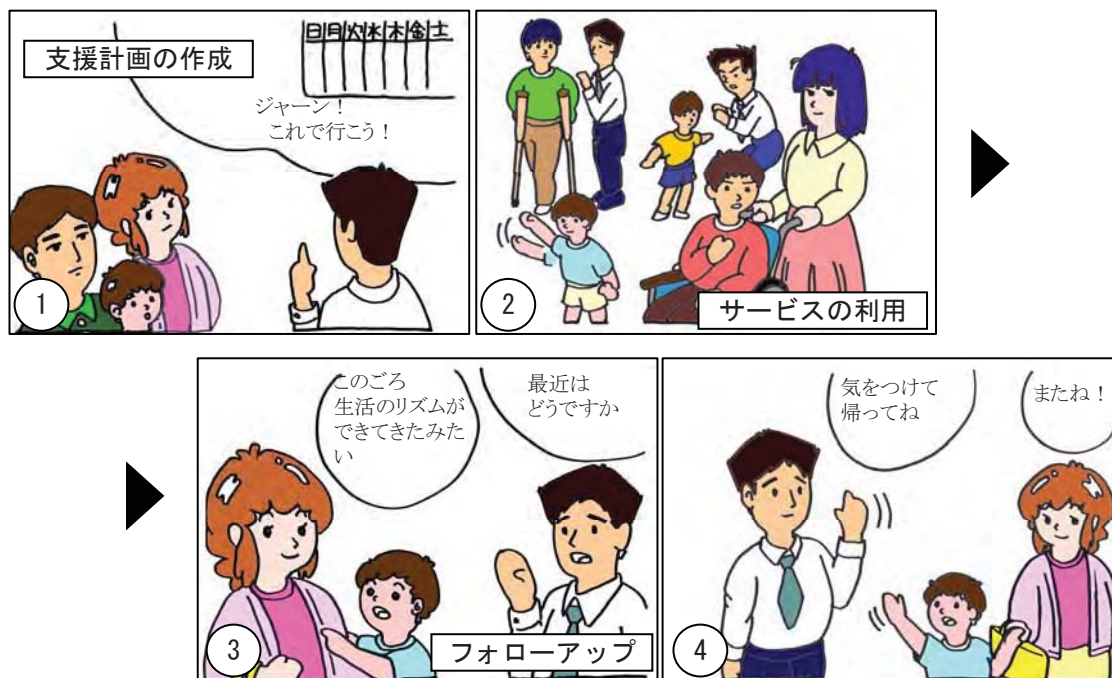
身近な相談者も含めて、課題を抱えている障害児・者や家族を把握し、適切な相談の場につなげます。

<深める 1>



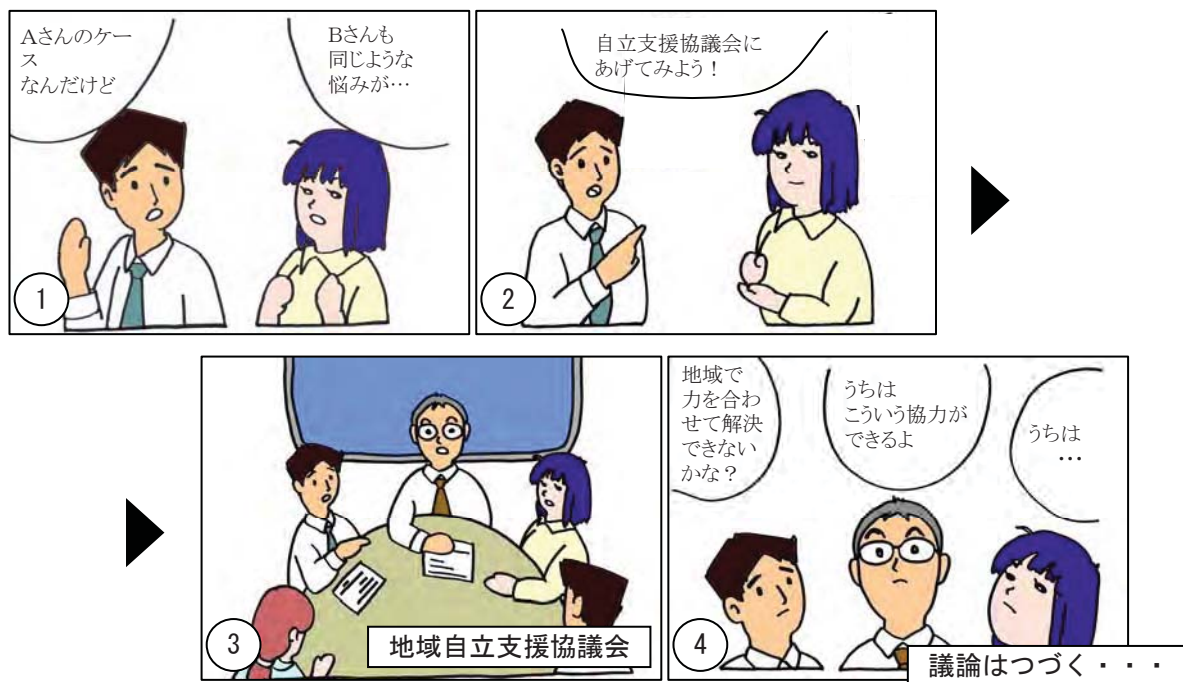
支援機関相互が有機的に連携することにより、課題解決を図ります。

<深める 2>

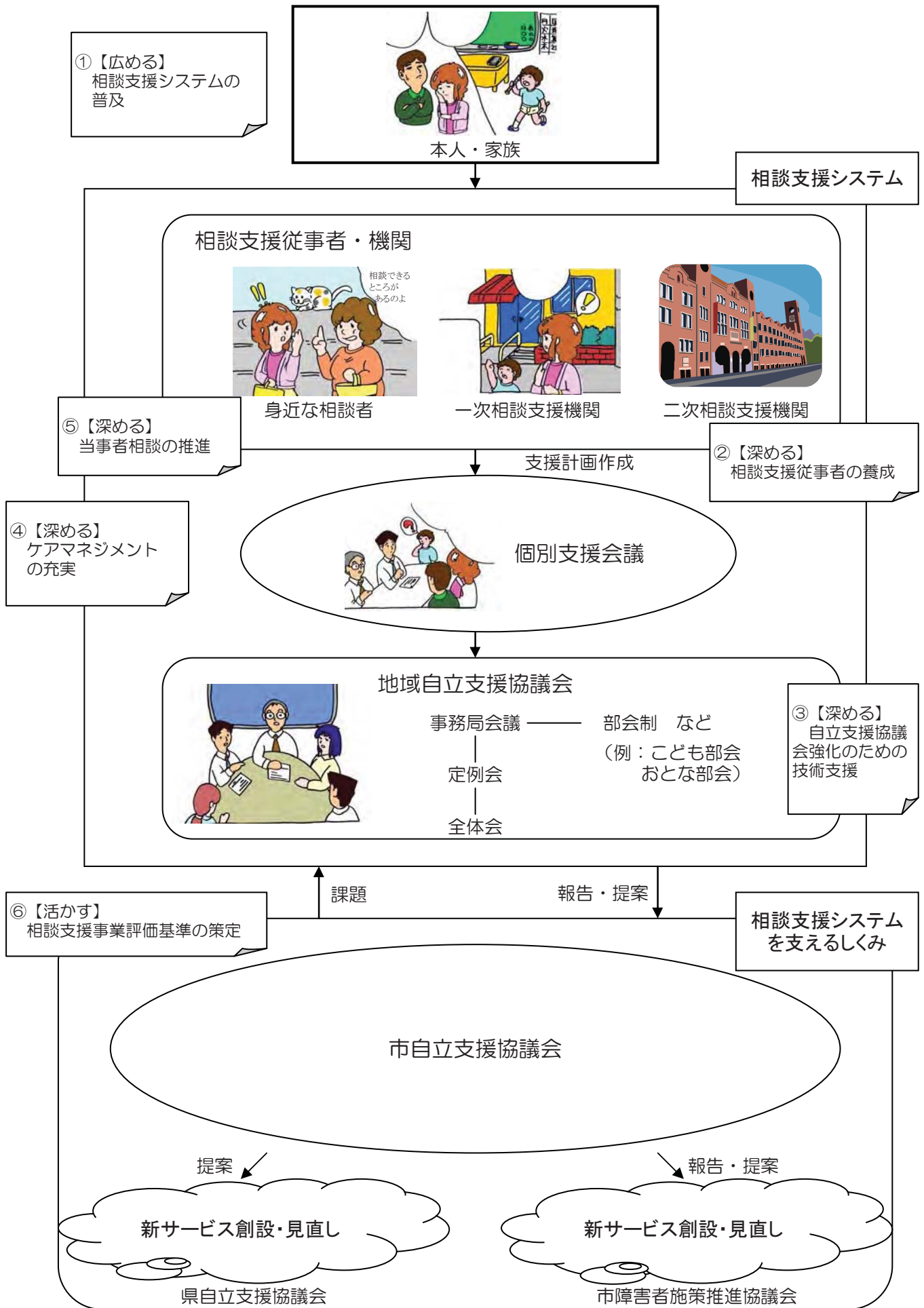


支援計画を作成し、サービス利用が始まった後もモニタリング等のフォローアップを行い、より効果的なサービス利用としていきます。

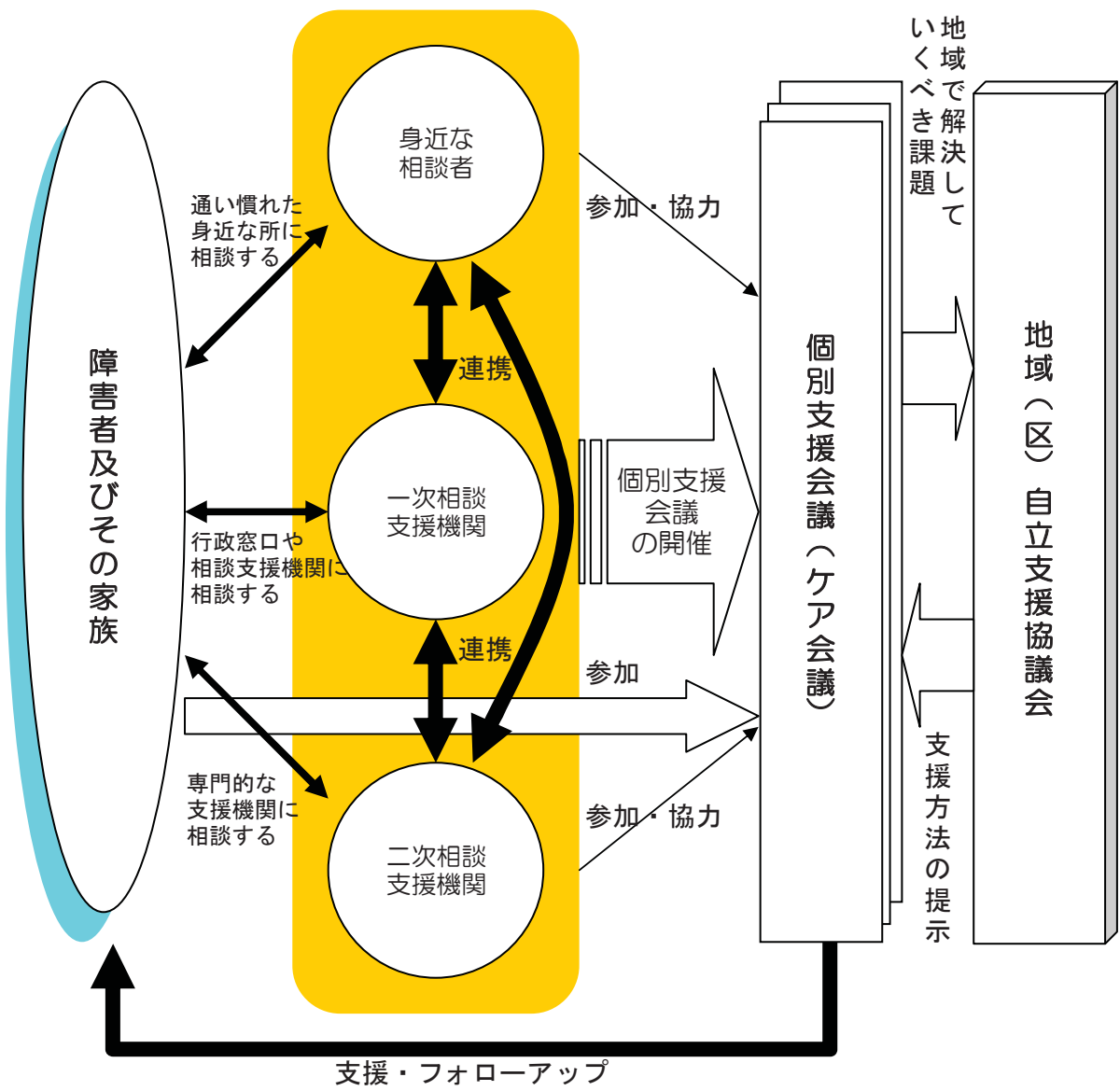
<活かす>



個別の課題を積み上げて、地域自立支援協議会の場で新たなサービスの創設など地域における課題解決につなげます。



各区の相談支援体制【第1期における目標型】



	内 容	支援機関
身近な相談者	サービス提供者、通い慣れた施設などの職員、学校の教員、地域の身近な施設の職員や地域の人たちです。日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者はキャッチします。必要に応じて、一次及び二次相談支援機関と連携します。	サービス提供事業者、施設、学校、地域作業所、グループホーム、地域ケアプラザ、障害者相談員、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動支援センター等
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止めます。そして、身近な相談者や二次相談支援機関等と連携しながら一緒に考えます。個別の支援を行なうとともに、地域自立支援協議会等において、「障害者にとって住みやすい地域」について地域で解決できることはないかを考えます。	障害者地域活動ホーム相談支援担当、就労支援センター、生活支援センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、区福祉保健センター、児童相談所等
二次相談支援機関	身近な相談者、一次相談支援機関等と連携を図りながら、専門的・個別的な相談及び助言を行ないます。地域自立支援協議会などで、家族や関係者へ、相談支援システムの普及を含めた研修等を行います	更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、障害者支援施設、横浜市総合リハビリテーションセンター及び地域療育センター（除く一次相談支援機関）等

(3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築

現 状

横浜市障害者プラン（第1期）では、施設や病院で生涯を過ごすのではなく、地域で生活することを基本として、施設や病院から地域生活へ移行するための仕組みづくりに取り組みました。平成18年度には、知的障害者入所施設の職員向けの地域移行支援マニュアルの作成と周知を行い、入所施設での生活から地域生活の実現に向けた方向づけを行いました。

また、平成19年度から精神障害者退院促進支援事業を展開し、長期に精神科病院に入院している人たちの地域生活への移行を支援しました。

地域生活を支援する拠点施設として社会福祉法人型地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの整備を進めるとともに、グループホームや地域作業所等の設置を促進するなど、サービス基盤の整備に努めてきました。

地域生活に移行した後も安定して地域での生活を継続していくためには、地域移行に向けた働きかけやサービス基盤の整備を進めるだけでなく、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築するための取組をさらに進めていく必要があります。また、その仕組みを継続的なものにしていくためには、人材の確保と育成も緊急に取り組むべき課題となっています。

ニーズ把握調査結果より

「将来の福祉施策への期待」として、障害種別や程度、生活スタイル、年齢階層を問わず「必要なときに十分な介助が受けられる」をあげる人が第1位となっています。また、第2位が「介助に必要な経済面での支援」、第3位が「安心して住める」となっており、地域における安定した生活への支援を求める声が強いことがわかります。

【将来の障害者福祉を考えると、特に重要と思うもの（3つまで複数回答）】

1	必要なときに十分な介助が受けられること	49.8%
2	介助に必要な経済面での支援が受けられること	42.8%
3	安心して住めるところがあること	28.9%

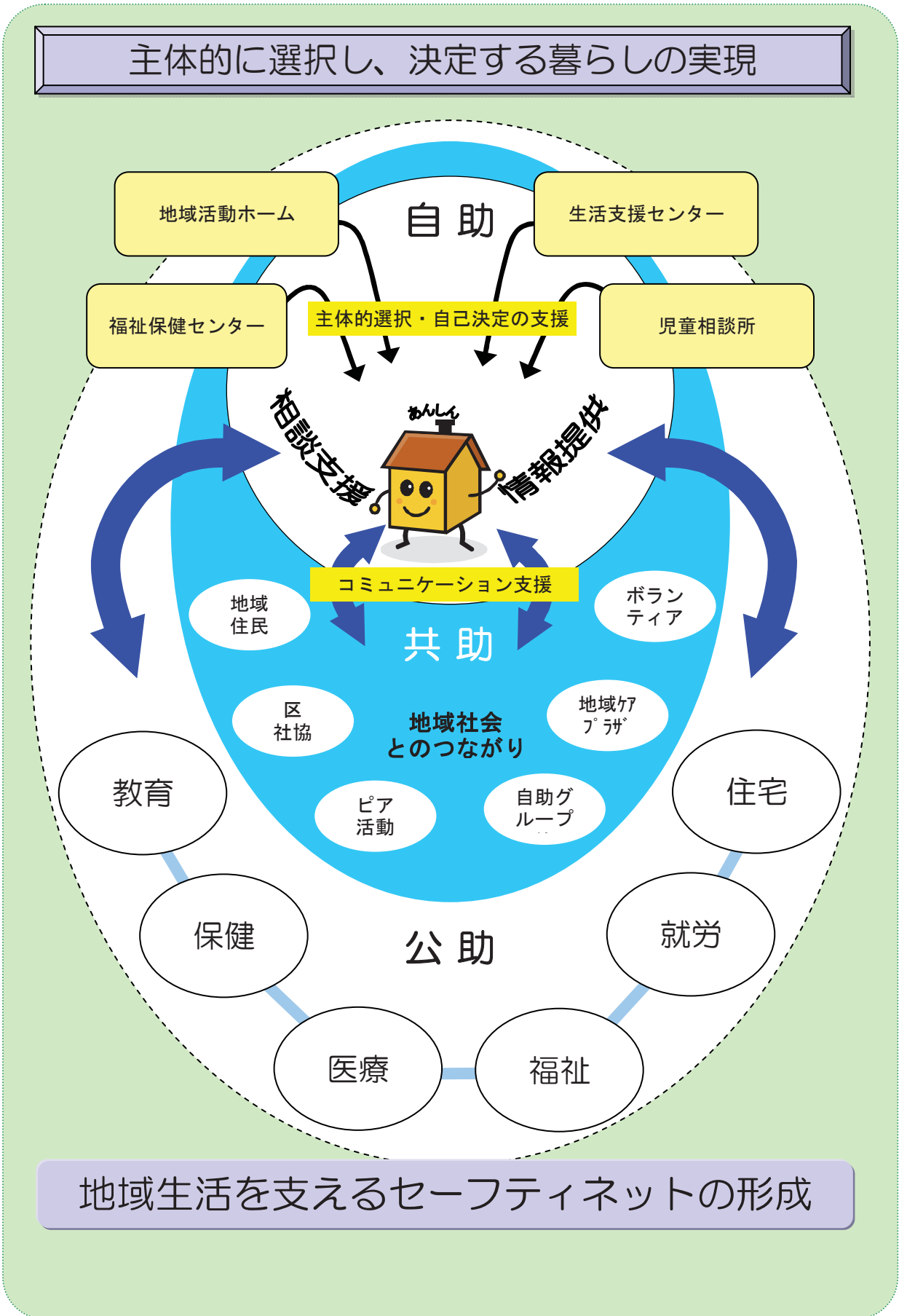
今後の考え方

アパート等での単身生活、グループホームへの入居、家族等との同居など、どのような生活を選択しても、安心して生活し続けられる支援体制の構築を目指します。その構築にあたっては、本人のエンパワメント(*1)とアドボケイト(*2)を基本とし、障害福祉サービス等行政による「公助」に加え、地域住民やボランティア等による「共助」を一人ひとりに合わせて組み合わせることが大切です。

本人の自己選択と自己決定に基づく地域生活を実現するため、相談支援と適切な情報提供、地域住民等との関係づくり、必要な福祉サービスの導入などを区福祉保健センター・児童相談所と相談支援事業者等が中心となって行います。さらに本人の支援に関わる地域住民やサービス提供事業者等とともに本人の日常生活上の緊急時に協力し合いながら的確に対応できるネットワークを形成します。

地域生活を支える拠点施設の機能の一層の充実を図るほか、生活の場と日中の活動の場の設置を引き続き促進します。また、加齢に伴う心身機能の低下や障害の重度化への対応を図るとともに、移動支援施策の制度の再構築を進め、より利用しやすいものとしていきます。

障害者支援施設については、障害者の在宅生活支援、重度障害者支援の側面から、その機能やあり方を今後も検討し、それらを踏まえながら老朽化した障害者支援施設の再整備を進めるほか、医療的ケアを伴う介護ニーズの高い身体障害者などを主な対象者とする施設についても整備を進めます。



- * 1 エンパワメント：主体的に生活していく力を獲得するための支援
- * 2 アドボケイト：本人に代わり権利を代弁し、その人の権利を擁護すること

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	<p>地域生活を支援する拠点施設である地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの生活支援機能等の拡充について検討し、充実を図ります。</p> <p>また、重度重複障害児・者の生活を支援する多機能型拠点について、その機能などを検討し、整備に着手します。</p>
安心できる住まいの確保	<p>長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害のあるなしに関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討していきます。</p> <p>グループホーム・ケアホームの設置を推進するとともに、重度の障害者や心身機能の低下した高齢障害者も安心して住み続けられる支援体制のある生活の場について検討を行い、確保します。</p>
安心できる生活支援の体制づくり	<p>医療的ケアや行動面での支援など特別な支援を要する障害者であっても安心して地域で生活できるよう、生活の場や日中の活動の場を確保するほか、短期入所、日中一時支援事業やホームヘルプ等訪問系サービスの充実を図ります。また、障害者自立生活アシスタント派遣事業については、市内のどこに住んでいても支援が受けられる体制を早期に整備するとともに、発達障害等に対応する事業の実施に向けた検討を行います。</p>
人材の確保・育成	<p>横浜市内のそれぞれの福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者と共同による取組を行います。特に重度障害者等の支援水準の向上を図るための人材育成プログラム等の開発に取り組めます。</p>
障害者支援施設の整備等	<p>地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽施設の再整備を進めるほか、医療的ケアを伴う介護度の高い身体障害者を主な対象とする施設整備も進めます。</p>
難病患者への居宅生活支援事業の充実	<p>居宅で療養している難病患者を支援するため、ホームヘルパー派遣、日常生活用具給付、短期入所、外出支援サービスを実施しています。神経系難病患者等、医療依存度の高い重症者については、一時入院事業で本人や家族の負担軽減に取り組み、重症外出支援事業でストレッチャーを利用する患者の外出を支援します。各事業の実施により、難病患者の居宅生活支援に取り組めます。</p>

自立生活アシスタントについて

「障害者自立生活アシスタント派遣事業」は、単身等で生活する知的障害者の地域生活を支援するため、横浜市の独自事業として平成13年度から事業を開始しました。また、平成19年度から精神障害者を対象にした事業も開始し、現在では、知的障害者を対象にした事業所15か所、精神障害者を対象にした事業所3か所で事業を実施しています。

アシスタントの支援の特徴として、日常生活全般にわたる「助言」が挙げられます。しかし、助言を助言として受け止めてもらえるようになるまでには、長い時間と信頼関係が必要です。訪問や面接を積み重ねながら、今までどのように暮らしてきたのか、これからどのように暮らしていきたいのかを聞き取りながら、関係を築いていきます。このような関わりを通して、日常生活上の課題に対する本人の気づきを誘い、「身近な存在」として課題の解決に向けた支援を行います。また、地域で生活をしていくためには様々なリスクがあります。訪問や面接の中から本人の不安やつまづきをいち早くキャッチして、大きな問題に発展する前に適切に対応します。

日常生活の中の様々な危機を回避しながら、本人の生活力や適応力を高め、生活に広がりを持てるようにしていくことを目指して、寄り添うように本人の生活を支えるのがアシスタントの支援です。そして、身近な存在として支援を続けるプロセスの中で把握した本人の気づきや小さな変化を他の支援者と共有し、本人の個別支援計画へ反映していくこともアシスタントの重要な役割です。

罪を犯した障害者支援について

平成18年6月に厚生労働科学研究による「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」がスタートしました。これは罪を犯した障害者の地域生活に向けた必要な支援の整理、地域移行の促進を目的として、現状の把握と問題点を明らかにすると共にその解決策についてもまとめるものです。3か年計画の初年度であった平成18年度には、受刑者の実態調査や触法障害者の保護観察の実態調査、障害者が刑事事件の被告となった裁判から、福祉施設の支援のあり方などの検討がされました。

平成19年度には、前年度に実施された実態調査の分析や更生保護施設での受け入れ時の課題、福祉施設での受け入れの実態の調査を行っています。こうした調査・分析で明らかになったことは、受刑者の中で明らかに知的障害があると認められた者で療育手帳を所持していた者が6.3%に過ぎず、知的障害者であるにも係わらず、福祉的な支援を受けることなく、社会的に孤立し犯罪を犯しているということでした。こうしたことから、地域生活に移行するにあたり、更生事業との連携のもとで福祉サービスの利用が可能となるための障害の認定（手帳の取得）と必要な福祉サービスの提供が円滑に行える事が重要であることが判明しました。

こうしたことに対応するため平成21年度から、更生事業と障害福祉事業の橋渡しをする「地域生活定着支援センター」の設置が予定されており、こうした連携の主体となる人材育成のための研修も始まっています。今後は、こうした連携を機能させていくことと、福祉的な支援を進めることについて地域での理解を深めていくことが重要な取組みとなります。

(4) 医療環境・医療体制の充実

現 状

障害児・者が地域社会で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要です。

特に、小児医療の発達等により在宅で生活する重症心身障害児・者は年々増加しており、この10年間で237人、42.9%増加し、平成20年3月末現在で789人が市内で生活しています。【⇒表1】

大多数の重症心身障害児・者は常に医療的なサポートが必要ですが、通所による日中活動支援の期待も大きくなっています。

本市では、平成19年度から「重症心身障害児者医療提供体制支援事業」を開始しており、重症心身障害児者に対する医療提供体制の充実・拡大への取り組みを進めています。この事業で行った在宅の重症心身障害児・者とその家族を対象にした医療機関受診状況のアンケート調査では、「待ち時間が長い」「医療機関の選択肢が少ない」「医療機関が遠い」「建物・設備等が利用しにくい」「急に具合が悪くなったとき対応できる医療機関がない」「医療機関のバリアフリー化」などについての意見が多く寄せられました。【⇒表2】

このことは、身体障害や知的障害及び精神障害のある方々にも共通する課題と考えられます。

どのような障害があろうとも、障害や病状に対する理解がある医療機関が急病時にも速やかに対応できることが、地域生活を支えるための重要な要素であり、障害児・者への医療環境・医療提供体制の充実が求められています。

また、精神障害者が身体の病気で救急医療機関を受診したい時に、受け入れ可能な医療機関が限られているという問題があります。

【表1】本市における在宅の重度重複障害児・者数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
在宅の重度重複障害児・者数	552	574	612	652	682	717	738	769	777	789
前年比増減数	—	22	38	40	30	35	21	31	8	12
前年比増減率	—	4.0%	6.6%	6.5%	4.6%	5.1%	2.9%	4.2%	1.0%	1.5%
10年間の増減数	237									
10年間の増減率	42.9%									

(児童相談所事業報告書資料編より抜粋：数値は各年度3月31日現在)

【表2】医療を受ける上で、これまでに困ったことについて（複数回答可）

	主な困ったこと	回答数	率
1	待ち時間が長い	195	21.3%
2	医療機関の選択肢が少ない	171	18.6%
3	医療機関が遠い	102	11.1%
4	建物・設備等が利用しにくい	85	9.3%
5	急に具合が悪くなったとき、対応できる医療機関がない	84	9.2%
6	医療機関相互の連絡体制が整っていない	71	7.7%
7	医師や看護師とのコミュニケーションが取りづらい	66	7.2%
8	医師や看護師が障害の特性について理解していない	55	6.0%
9	病気のとき以外に、いつでも健康相談ができる医療機関がない	54	5.9%
10	その他	34	3.7%
	合 計	917	100.0%

『在宅重症心身障害児者医療機関受診状況アンケート（平成19年8月）』より抜粋
（平成19年3月末日時点における市内在住の在宅重症心身障害児者705人を対象）

今後の考え方

障害児・者が病気になったときに、身近な場所で、安心して適切な医療が受けられるよう、医療機関の支援体制充実に取り組んでいきます。

特に、医療的なケアが常に必要な重症心身障害児・者の受診環境を整備するため、医療機関連携に取り組む、このことを通じて身体障害児・者や知的障害児・者の方々の医療機関における円滑な受診を促進します。

また、障害児・者医療についての理解を深めるため、医療関係機関等と協力して市民や医療従事者向けに啓発活動を実施するとともに、各医療機関の現状や役割に関しても障害児・者、家族の理解促進を図ります。さらに、障害児・者医療を支える医療従事者の育成に引き続き取り組んでいくとともに、障害者施設や日中活動事業所などで医療スタッフ以外の職員が行う医療的ケアについて検討をすすめていきます。

精神科救急については、市民が身近な地域でいつでも安心して治療を受けられるよう、今後は「横浜市の保健医療の推進に関する計画（よこはま保健医療プラン）」の進捗状況とも照らして、民間医療機関の協力を得ながら、初期から三次までの24時間精神科救急医療体制の整備をさらに進めるとともに、従事する職員の人材育成などを推進していきます。

【⇒精神科救急医療体制の整備（32ページ）】

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
障害児・者の受診環境の整備	<p>障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用する「健康ノート」の普及状況等を検証し、より使いやすいものとするための検討を行います。また、障害児・者医療に理解のある医療機関情報を冊子として発行するなど、情報提供のしくみを整えてまいります。</p> <p>さらに、診療所や市立病院・地域中核病院等における医療機関相互の連携事業を推進し、主治医と地域の医療機関とのネットワークづくりを進め、どのような障害があろうとも、誰もが受診しやすい環境づくりを推進します。</p>
医療従事者の障害理解の推進	<p>障害児・者が医療機関、在宅、日中活動を行う場で適切な医療・看護・介護を受けることができるように、医師を対象とした研修会や、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催します。また、医療関係機関等と協力して、市民や医療従事者向けの啓発活動に取り組んでいきます。</p>
入院時支援・医療的ケアの検討	<p>障害児・者の入院時における医療従事者との意思疎通を円滑に行うための支援の実施に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、医療的ケアの必要がある障害児・者の日中活動を広げ、地域活動ホーム等の障害児・者施設への受入れを支援するため、非医療職による医療的ケアの実施について検討を進めます。</p>

精神科救急医療体制の整備

第1期の取組

精神障害のある市民がいつでも安心して適切な治療を受けられるように、夜間や休日などの医療機関が診療していない時間帯の精神科医療体制の整備を重点的に進めてきました。

- ①16年度に精神科救急医療情報窓口からの紹介により土曜の午後、休日昼間に外来診療を行う初期救急体制を整備しました。
- ②19年10月から二次救急を平日、祝日の深夜帯についても拡充し、平日昼間の区福祉保健センターの対応と合わせて、365日24時間対応となりました。
- ③市立みなと赤十字病院（19年度）、済生会横浜市東部病院（19年度）にそれぞれ3床、合計6床の基幹病床を整備しました。
- ④救急病床の確保のために20年度から救急協力病院の保護室整備助成事業の開始を予定しています。
- ⑤19年度から市立みなと赤十字病院（10床）市大センター病院（2床）、済生会横浜市東部病院（2床）で精神科身体合併症転院事業を開始しています。

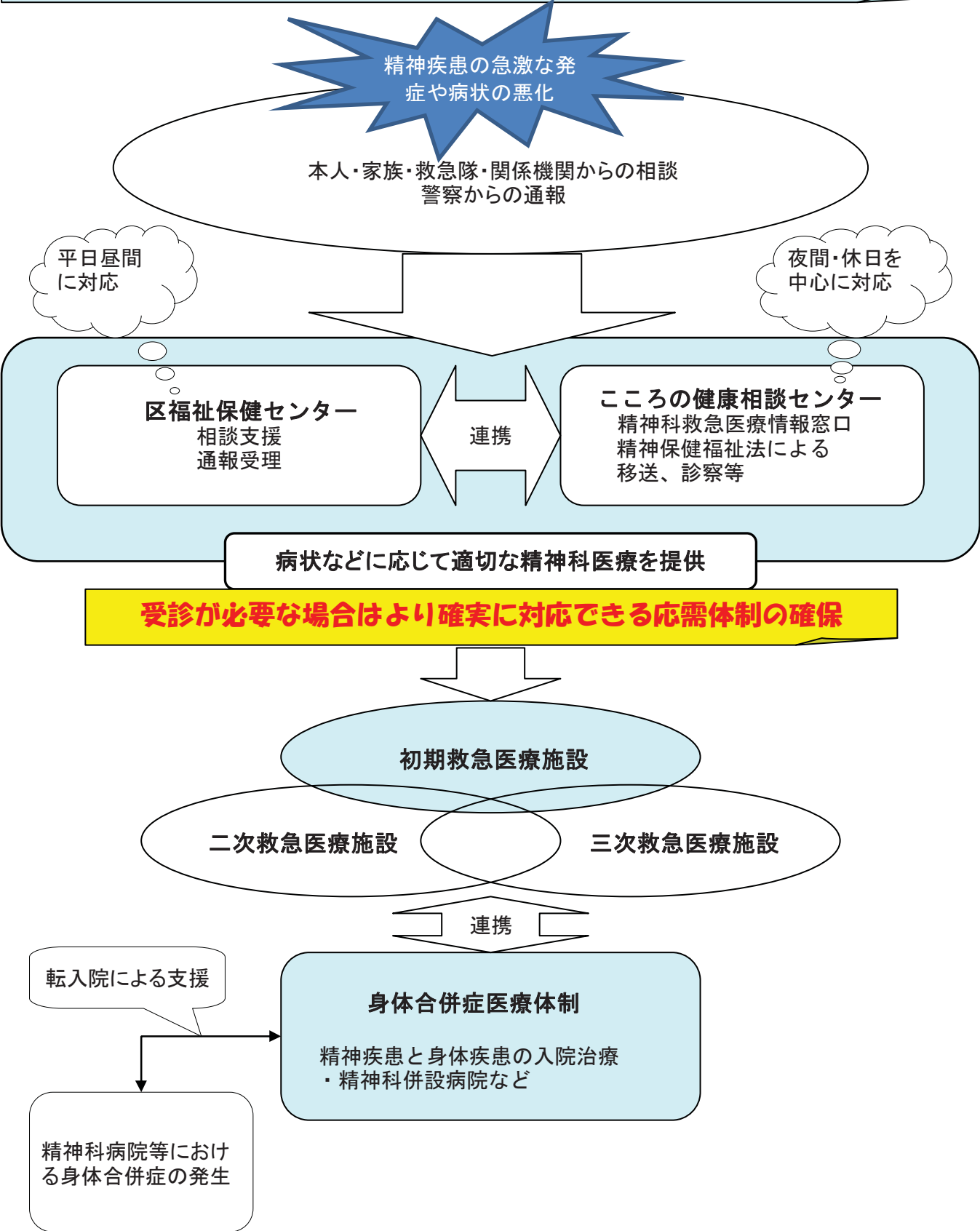
現状の課題

- ①深夜帯（22：00～翌8：30）の初期救急は未整備であり、市民がこの時間帯に救急受診を望んでも対応できていません。市内の精神科医療機関は、多くが予約制をとっているため、即日の精神科外来受診が困難な状況にあります。
- ②二次救急の受け入れ体制を拡充したため、特に深夜帯の病床が不足している状態にあります。
- ③夜間帯の輪番病院の多くは市外の遠方にあり、横浜市民はこの時間帯は遠方の病院に受診することが多いため市内の医療機関で受診できるようにしてほしいとの要望が出されています。
- ④精神科身体合併症転院事業は、はじめて間もないため事業の検証が必要です。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
初期救急医療体制の整備	受診が必要な時はいつでも対応できる体制をつくります。
二次救急医療体制の拡充	二次救急の専用病床をつくります。
救急病床の整備	より身近な地域の医療機関に受診できるように、病床の確保に取り組んでいきます。
精神科身体合併症転院事業	事業内容を充実させるための検討を進めていきます。

いつでも安心して治療を受けられる24時間の精神科救急医療体制



- * 初期救急 : 精神症状の悪化により、外来診療が必要とされる場合
- * 二次救急 : 精神症状の悪化により、入院治療が必要とされる場合
- * 三次救急 : 自傷他害のおそれがあり、警察官などの通報により診察を実施する場合

(5) 障害児支援の体制強化

横浜市障害者プランが策定されて2年が経過した平成18年4月に、横浜市ではこども青少年局が発足し、関係部局との連携のもとで、障害児とその家族の生活を守り、多様なニーズに応えるための様々な事業に取り組んできました。

第2期障害者プランでは、障害児とその家族に向けた生活支援施策の充実と障害児の学習環境の整備の2つの観点からまとめました。

障害児の生活支援施策の充実

現 状

① 平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害児に係る在宅サービスが障害者と同じ法律に位置づけられました。同年10月には児童福祉法が改正され、障害児施設に新たに利用契約制度が導入されました。このように平成16年度の第1期障害者プラン策定以降、障害児と家族を取り巻く福祉環境は大きく変化しています。

本市では、この福祉環境の変化に対応し、利用者が引き続き安心してサービスを利用できるよう利用者負担助成制度を創設するとともに、障害児施設・障害福祉サービス事業者の運営の安定を図るため、施設や事業者に対する運営費の加算に取り組んできました。また学齢障害児に対する放課後等の余暇支援や発達障害児等への対応に関する支援を目的とした地域療育センターによる学校支援にも取り組んできました。

しかし、どの取り組みについてもまだまだ必要な状況は続いています。

② 第1期障害者プラン策定当時に比べ、児童人口は概ね横ばいに推移していますが、障害児は増加しています。特に知的障害児は、軽度の障害児を中心に増えています。【⇒グラフ1】

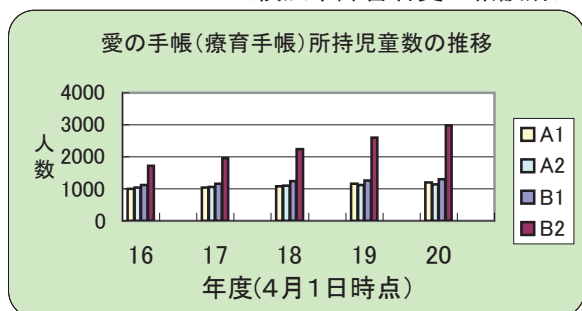
また、発達障害児の増加も見られ、地域療育センター新規利用児の半数以上を占めるという結果になっています。一方で、重症心身障害児者も増加傾向にあり、加齢に伴う重介護傾向、若年層の要高度医療傾向が見られます。【⇒重点施策(4)『医療環境・医療体制の充実』】

③ 被虐待児に見られるように近年の社会的養護を必要とする児童の増加の傾向は障害児においても同様であり、社会的養護体制の拡充が喫緊の課題となっています。現に昨今の入所児は家族関係に困難性を持つ軽度の障害児が多く、これまでの重度の障害児を中心とした支援体制では対応が難しいケースも見られています。【⇒グラフ2】

このように何らかの支援を必要とする障害児数は増加し、求められる支援の内容も多様化していますが、市内施設が量的に不足しており、特に入所施設については市外・県外施設に入所せざるを得ない現状となっています。

【グラフ1】

<横浜市障害者更生相談所>



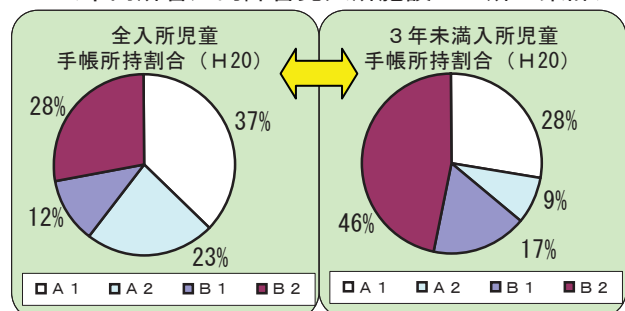
●愛の手帳(療育手帳)の区分

A1: 最重度 (IQ20以下)

A2: 重度 (IQ21~35)

【グラフ2】

<市内所管知的障害児入所施設4か所の集計>



B1: 中度 (IQ36~50)

B2: 軽度 (IQ51~75)

今後の考え方

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、様々な福祉サービスの充実を図ります。

具体的には、早期療育体制の拡充を図るとともに、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援の推進・強化に取り組めます。

また、障害児入所施設が有する自立支援・家族支援・在宅生活支援の機能を維持することはもとより、障害が軽度の被虐待児への支援といった新たな課題に対応するために機能の強化・拡充に取り組めます。

併せて、家族と離れて暮らさざるをえなくなった障害児が安心して成長することのできる生活の場についての検討を進め拡充を図ります。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容	
ライフステージに沿った支援の充実	地域療育センターの整備	0歳から小学校期までの障害児の、増加し多様化する療育ニーズに応えるため、新たに地域療育センターを整備します。
	地域療育センターの機能拡充	主として就学前の発達障害児により良い療育を提供していくため、地域療育センターに新たなサービスとして児童デイサービスを導入し、支援内容の拡充を図ります。
	地域療育センターの学校支援の推進	地域療育センターに専門スタッフを配置し、発達障害児への対応に関する支援を目的に、学校訪問による教職員への研修、児童との関わりや教室環境等に関する助言等の支援を小学校を対象に実施します。
	学齢障害児の居場所づくりの拡充	小学生から高校生までの学齢障害児が、放課後や夏休み等のびのびと過ごすことのできる居場所づくりを推進します。
	中学校期以降における支援の充実	<p>中学・高校期の発達障害児と家族への専門的な支援機関のあり方の検討を行い、発達障害者支援センターとの連携等、児者一貫した支援体制の確立を目指します。</p> <p>中学校期以降の学齢障害児の対応を行っている既存の専門機関について、診察や相談等の支援を推進します。</p>
安心・安定を確保するための障害児施設における支援の充実	重症心身障害児施設における支援機能の強化・拡充	重症心身障害児施設を中心とした地域における生活支援や医療支援等のあり方を検討し、再整備等による施設機能の強化と施設定員の拡充に取り組めます。
	障害児施設における支援機能の強化・拡充	被虐待児や発達障害児、重複障害児への支援等障害児施設に求められる新たな機能及び支援体制を検討し、再整備等による既存施設の機能強化と適正な施設定員の確保に取り組めます。

障害のある児童生徒等の学習環境の整備

現 状

学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、特別支援教育が法的に明確に位置付けられ、小中学校等においては、LD、ADHD等を含め、障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うことや、障害種別を超えた学校制度である特別支援学校制度を創設することなどが新たに規定されました。

- ① 特別支援学校及び個別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加していて、小中学校児童生徒数に対する割合は、平成11年1.78%から平成20年度3.16%となっています。（10年で約1.8倍）
- ② 特に小中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、知的障害等の状態が重度化・多様化しています。肢体不自由特別支援学校では、障害の重度化・重複化に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒が約3分の1となっています。
- ③ 教育相談件数におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などにかかわる相談が急増（全体の50%）しており、その教育的対応を進めています。
- ④ 特別支援学校教諭免許状保有率は特別支援学校の教員の6割強となっていますが、まだ不十分な状況であり、教員の専門性の確保とともに、幅広い分野の関係機関との連携が必要です。

図1 障害のある児童生徒等の数の推移

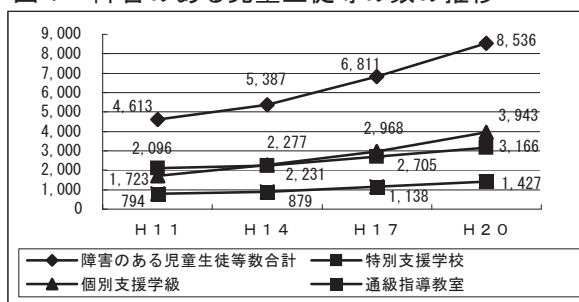


表1 教育相談件数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19
知的障害	1,371	1,456	1,523	1,414	1,360
自閉傾向+要配慮等	712	880	1,074	1,366	1,705
視覚障害	22	27	21	14	22
聴覚障害	48	41	35	41	33
言語障害	185	165	146	137	167
肢体不自由	110	108	104	107	113
病弱	7	6	5	3	7
合 計	2,455	2,683	2,908	3,082	3,407

今後の考え方

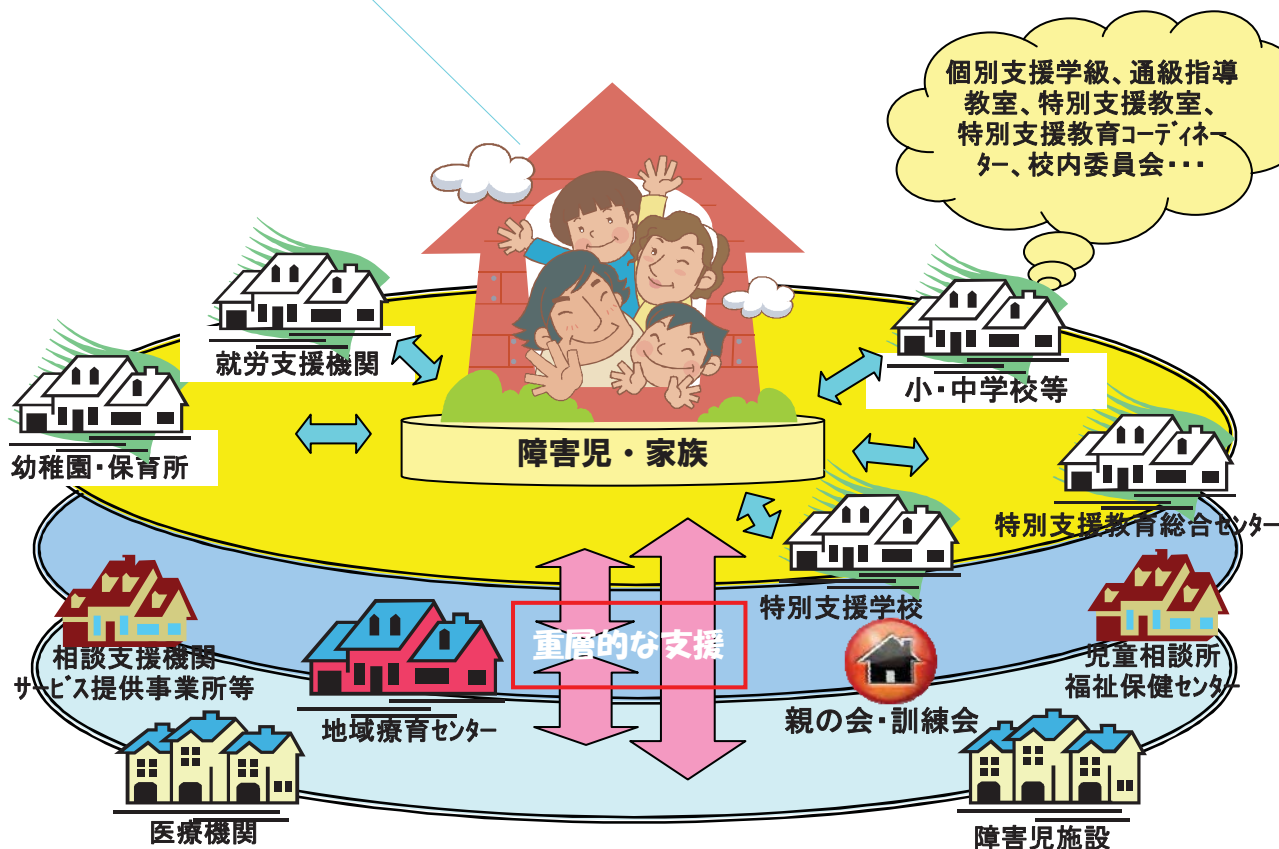
- ① 特別支援学校や個別支援学級、通級指導教室で学ぶ子どもや、普通学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。
- ② 教員の専門性の向上と人材養成による指導の充実を図ります。また、幅広い分野の専門家の活用や、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携を深め、就学前から学校卒業後まで一貫した支援体制を構築します。
- ③ 学齢障害児や家族への情報提供や相談、学校生活支援事業や夏休み支援事業など、様々な支援策を通じて、地域で安心して生活できる環境整備を推進します。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内容
発達障害児等支援事業	LD、ADHD等を含めた障害のある児童生徒への個に応じた指導の充実を図るため「特別支援教室」を全校に設置します。また、学校へ「専門家支援チーム」を派遣し、特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、また、地域療育センター等関係機関との連携や情報交換、共同研修等を実施し、校内支援体制を充実します。

施策・事業	内 容
通級指導教室整備事業	対象児童生徒数の増加に対応して、引き続き方面別の適正配置を進めるとともに、指導内容を充実し、学校支援を進めます。
特別支援学校の再編整備	児童生徒数の増加に伴う対応は、県と緊密に連携をとりながら進めます。既設の特別支援学校については、教育環境の改善に向けて、施設整備・拡充等を進めていきます。また、特別支援教育のセンター的機能を拡充します。
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由特別支援学校に看護師を安定的に配置するとともに、医師等で構成する運営協議会を設置し、医療的ケアの実施体制の整備を図ります。
障害児学校生活支援事業	小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者が行っている介助や登下校を支援します。
学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、特別支援学校等の施設を活用して教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。
学校施設のバリアフリー化	エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。

障害児と家族を支える仕組み



(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化

現 状

障害者の就労支援については、障害者就労支援センターの充実や、職場体験実習事業の通年化、本市公有財産を活用して障害者を多数雇用する企業を誘致（知的障害者約60人の雇用を創出）するなど、障害者と雇用側双方への施策を展開してきました。

一方、新規就労者の増加にともない、働き続けるための定着支援へのニーズが高まっており、障害者、雇用側双方への継続的な支援や、生活面を安定させる支援などの対応が課題となっています。

障害種別で見ますと、精神障害は、就労訓練を行なう社会資源の不足や、障害者雇用率に算定されてから日が浅いため受入企業の少なさなどにより就労が進んでいません。障害者雇用率の算定対象となっていない発達障害、高次脳機能障害とあわせ、就労訓練の充実や一層の職場開拓が急務となっています。

ニーズ把握調査結果より

「仕事について困っていること」について、全体では、第1位が『通勤』、第2位が『コミュニケーション』という結果でしたが、精神障害や重複障害では、全体で第8位だった『仕事が難しい』が第1位となっています。職場における定着支援の重要性が現れています。

今後の考え方

雇用の場を拡大するために、市内企業の99%を占める中小企業への働きかけをより一層強化します。景気の変動に左右されない安定した雇用が増えるよう、ノーマライゼーションを実践する企業の事例収集及び情報発信や、労働・雇用施策との連携強化によるきめ細かい企業支援を進めます。

増え続ける定着支援へのニーズに対応するため、就労支援センターの体制強化を図るとともに、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。また、就労支援センターや関係機関を対象に、就労支援に携わる人材の育成を図ります。

障害者の就労に向けた教育・訓練については、就労支援センターと障害者自立支援法による就労移行支援・就労継続支援の各事業所、特別支援学校などによる実習や訓練の連携を拡充して、より効果的な取組を行います。

精神障害、発達障害、高次脳機能障害の就労支援については、各種事業等を検証しながら、支援手法を検討・構築します。

福祉的就労については、障害者施設・作業所等の工賃アップに向けて、企業、経済団体等とともに、発注促進や自主製品売上増のための仕組みづくりを行います。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
企業への雇用支援の強化	<p>障害者雇用におけるノーマライゼーションの実現に向けた取組を実践している企業を表彰し、その優れた雇用事例の情報を発信するとともに、本市の関係部署と連携しながら、企業の障害者雇用の動機付けとなる報奨的な仕組みを検討します。特に中小企業に対しては、職場内指導者育成や、経営者の集う団体への働きかけを中心に、障害者雇用に踏み出せるような支援を関係機関とともにを行います。</p> <p>また、市有財産の活用を含めた障害者多数雇用事業所の市内誘致を進めることにより、雇用の場の一層の拡大を図ります。</p>
働き続けるための定着支援の強化	<p>障害者の就労相談、訓練、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの拡充や、就労支援センター及び就労移行支援・継続支援事業所、特別支援学校などの関係機関にて就労支援に携わる人材の育成を推進します。</p> <p>特に、増え続ける定着支援のニーズに対応できるよう、国制度の「障害者就業・生活支援センター」の導入などにより、障害者が働き続けるための生活支援を強化します。支援にあたっては地域就労支援ネットワークを活用し、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。</p>
体験実習や訓練事業等の拡充	<p>障害者の多様な能力開発など企業等の求めに対応できるスキルアップを図るため、職場体験実習、精神障害者社会適応訓練などの事業と、就労移行支援事業所等での訓練、特別支援学校等の実習について、体系的に職業能力を向上させる仕組みを構築します。</p> <p>また、実習・訓練の受入れ企業にとっても障害者を知る機会となることから、受入先となる協力事業所の開拓も積極的に進めます。</p>
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	<p>精神障害、発達障害、高次脳機能障害に関して、就労支援センター等の就労支援事例や関係機関による事業などを検証し、訓練、就労、定着の支援手法の構築を図ります。</p> <p>また、雇用する企業のより一層の開拓を進めます。</p>
福祉的就労の一層の充実	<p>障害者施設・地域作業所等での福祉的就労の充実と工賃の増を図るため、関係機関・団体等と協働して企業からの発注促進に向けた仕組みをつくとともに、本市による自主製品購入や業務委託など障害者施設等への発注機会の増加を図ります。</p>



(7) 発達障害児・者支援の体制整備

現 状

平成17年4月に発達障害者支援法が制定されるなど、発達障害についての社会的な関心が高まりを見せています。

横浜市では、従来から身体障害・知的障害等の早期発見・早期療育システムの構築に取り組み、その仕組みの中で発達障害児やその保護者への支援を行ってきましたが、学齢期や青年期に顕在化する場合については、必ずしも十分な対応がなされていないのが現状です。

こうした状況から、平成17年度に「横浜市発達障害検討委員会」を設置し、発達障害児・者の置かれた現状と課題、あるべき対応についてライフステージごとに検討を行いました。その結果、次のような基本的な課題が指摘されています。

《ライフステージに共通する基本的な課題》

- 発達障害に対する理解の促進を図ること
- 支援を行う機関・人材を育成すること
- 医療・福祉・教育・労働など関係機関の連携による支援体制を整備すること

■発達障害児・者支援に係る現状と課題（平成20年3月 横浜市発達障害検討委員会報告書より）

年代	主な現状と課題
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診での発達障害への発見率は高く早期療育体制は確立しているが、この時期に全ての発達障害を発見することは限界がある。 ・家族による障害への受容が重要で、子育て支援の視点を含む丁寧な支援が求められる。
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期に集団不応等から発達障害が顕在化する場合がある。 ・家族や周囲の理解不足等から不登校や他害行為などにつながる場合がある。 ・特別支援教育や療育センターの学校支援事業などにより学校や教員の意識も高くなってきているが、医療面等で専門機関が少なく、早期の適切な対応が難しい。
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就労など活動範囲の拡大により支援体制の構築が一層複雑になる。 ・就労に際して働きにくさ、生きにくさが顕在化し不応状態となる場合がある。 ・療育支援や特別支援教育を受けていたケースでは、関係機関とのつながりなどから何らかの支援が得られている場合が多い。

□小・中学校の普通学級で、学習面か行動面で著しい困難を示すと学級担任が回答した児童生徒の割合 **6.5%**

※「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査」（平成15年 横浜市教育委員会）

※文部科学省が平成14年に行った同様の全国調査では6.3%となっている。

今後の考え方

発達障害に対する理解の促進を図るため、さまざまな手法で普及啓発を図ります。そのため、発達障害者支援センターを中核として、発達障害に対する相談支援体制をさらに充実させるとともに、福祉・医療・教育・労働など関係機関の連携体制を構築します。

ライフステージを一貫した支援体制を確立するため、発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があります。その中で発達障害が顕在化した時期に関わらず適切な支援につながる仕組みづくりを検討します。また、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応を行うための具体的な支援手法の開発と普及に取り組みます。

★発達障害とは、自閉症、広汎性発達障害、学習障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。《発達障害者支援法》

図1 障害種別雇用状況 (神奈川県) [単位 人]

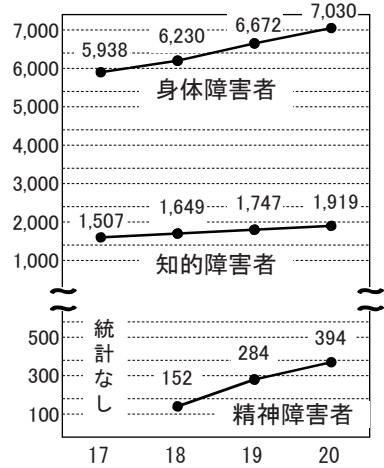
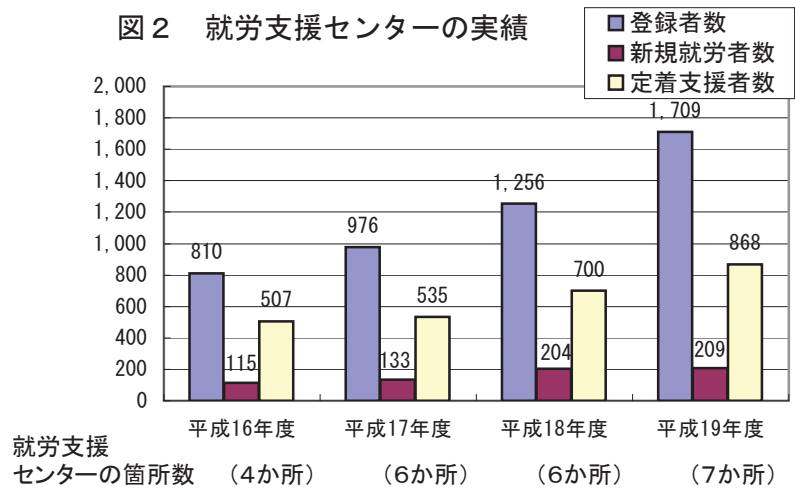
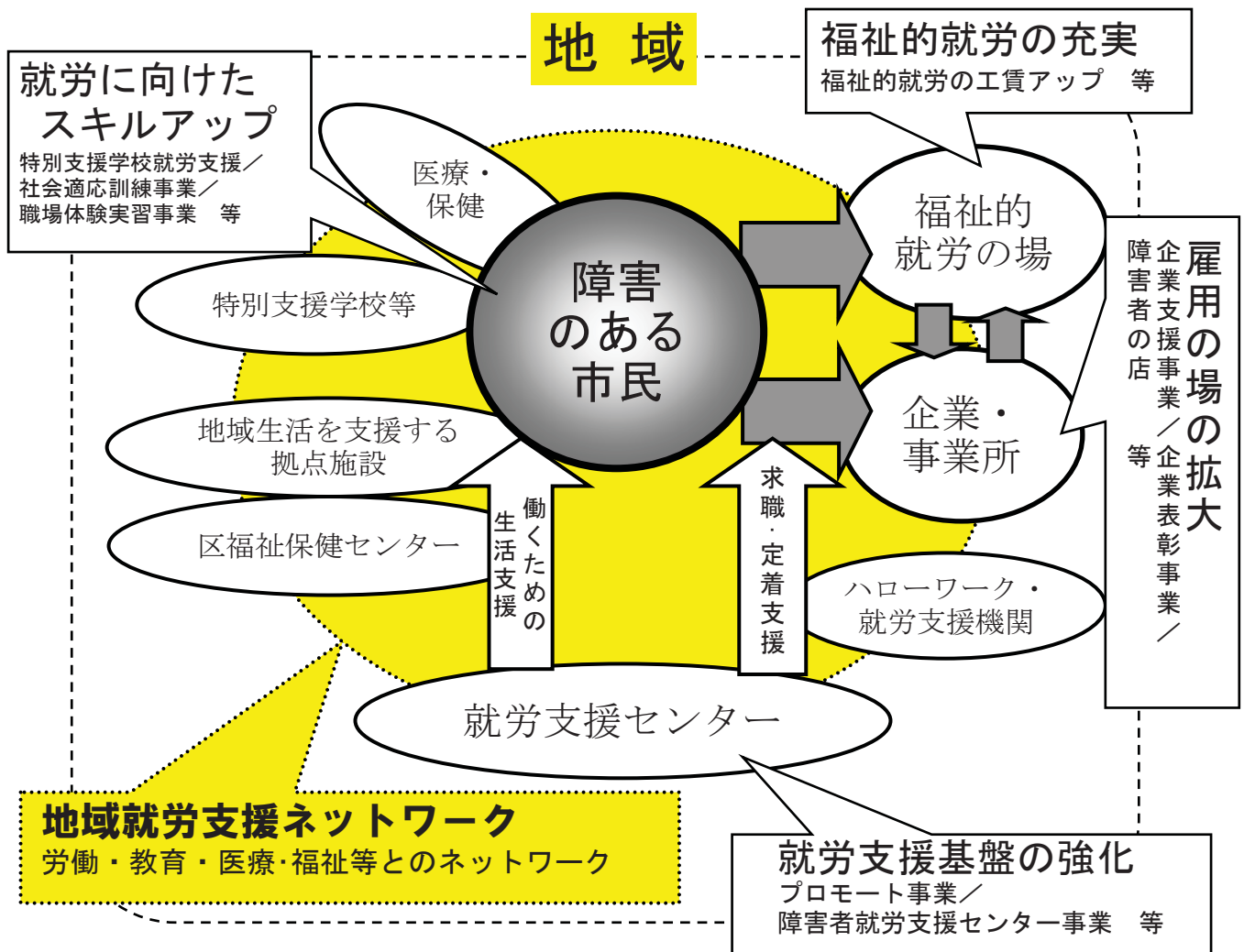


図2 就労支援センターの実績



※神奈川県労働局発表による、毎年6月1日現在の障害者雇用状況 (調査対象は、56人以上の従業員を雇用している企業)

図3 障害者の就労支援の拡充 スキーム



働く障害者の事例を紹介します！

社会福祉法人誠幸会 泉の郷

【専任の相談員と交わす連絡ノートが職場安定のカギ！】

法人プロフィール

事業内容：特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・地域ケアプラザの運営、
デイサービスの実施等

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町2083-1

TEL 045-800-1800 FAX 045-800-1811

障害のある方の雇用状況

従業員210名 うち障害のある方10名（平成20年3月1日現在）

（内訳）知的障害 10名（うち重度4名）



ファイザー株式会社 横浜パッケージセンター

【社員の個性や自主性を大切に！

仕事を通じて人生の楽しみを見つける！】

法人プロフィール

事業内容：資材等の梱包や仕分け、発送

〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町681

TEL 045-929-1403 FAX 045-931-6471



障害のある方の雇用状況

従業員29名 うち障害のある方25名（平成20年3月1日現在）

（内訳）知的障害 22名（うち重度20名）

精神障害 2名

身体障害 1名



株式会社大協製作所

【障害者雇用歴は約50年！社員同士が仕事を教えあうことでコミュニケーションを強化！】

法人プロフィール

事業内容：金属塗装（電気亜鉛鍍金等）、組み立て

〒240-0035 横浜市保土ヶ谷区今井町1125

TEL 045-351-1121 FAX 045-351-1105

障害のある方の雇用状況

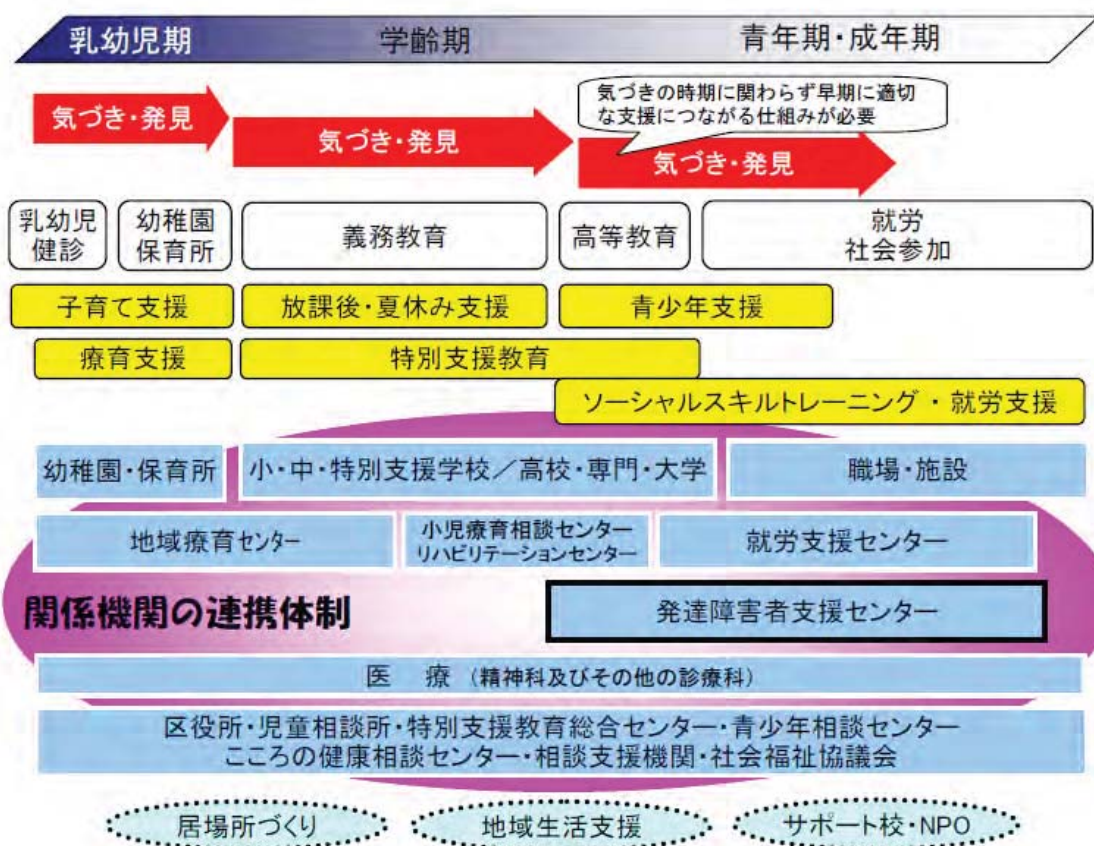
従業員46名 うち障害のある方26名（平成20年3月1日現在）

（内訳）知的障害 26名（うち重度11名）

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
発達障害に対する理解の促進のための取組	発達障害は気づきにくいということを踏まえた啓発用パンフレットの作成や講演会等を開催するなど、さまざまな媒体で普及・啓発を進め、本人や家族、周囲の人の障害特性への理解を促進します。こうした取組を通じて、職場や活動の場を拡大するとともに支援ができる人材の育成を図ります。
関係機関の連携の促進	個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな支援を行うため、発達障害者支援センターを中核とした相談支援体制と、福祉・医療・教育・労働などの関係機関の連携体制を充実します。
具体的な支援策の開発と普及	発達障害のある人への具体的な支援策を開発するため、発達障害児・者への先駆的な取組等をモデル的に実践・評価し、有効な支援方法の確立と普及を目指します。
発達障害児への支援の充実	地域療育センターに就学前の発達障害児を対象とした新たなサービスを導入したり、小学校の教職員に対する研修やコンサルテーションを行うなど、発達障害児への支援の拡充を図ります。また、中学校期以降の支援体制のあり方等について検討を行い、具体化に向けて取り組みます。
特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心として、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制を構築し、個別の教育支援計画の策定や特別支援教室の活用を通して、発達障害のある児童生徒への支援の充実を図ります。

【発達障害児・者支援の体系】



「見えにくい障害」・・・高次脳機能障害について

近年、救命救急医療の進歩により、大切な命が多く救われています。その一方で一命はとりとめたものの、脳に大きな損傷を受けたことにより、社会生活に様々な支障をきたしている方々がいます。

「高次脳機能障害」は、脳梗塞やくも膜下出血等の脳血管障害、交通事故や転落による頭部外傷等が原因で、記憶や注意、言語などの知的機能の低下、感情のコントロールが苦手になる等、様々な症状・障害が残ってしまう状態です。

受傷前と比べて、「忘れっぽくなった」「何度も同じことを繰り返す」「ぼんやりして自分から何もしない」「性格が変わったようだ」というような印象を持たれることがあります。外見からは分かりづらい「見えにくい障害」であるために、周囲の誤解を招いたり、関係をこじらせてしまったりと生活のしづらさを抱えています。

横浜市では、平成18年度・19年度に、高次脳機能障害に関するニーズ調査を実施しました。その結果から、高次脳機能障害のある御本人やその家族、また支援者からも、相談できる専門機関の存在が強く求められています。また、正しい診断のできる医療機関の充実や、その後のリハビリテーション（社会適応訓練・生活の再構築）～家庭～学校・職場復帰～就労支援といった、連続した支援体制も必要としています。生活の困難さが障害者手帳や障害程度区分に反映しづらく、利用できる福祉サービスが限られていたり、適切な情報が届きにくいという声も聞かれますが、社会資源や情報のやりとりを充実させていくためにも、関係機関同士のネットワークが重要です。

また、「高次脳機能障害」のある方の生活を困難にする要因は、症状自体のほかに周囲の理解不足が大きいとも言われており、普及啓発の取り組みも大切となっています。

主な施策・事業

(1) 普及・啓発のさらなる充実

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	<p>セイフティーネットプロジェクト横浜（以下、「Sプロ」）の活動や、その他の市民活動による障害理解のための研修や講演、研究、地域活動などを支援・協働し、さまざまな普及・啓発を推進します。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解のための出前講座や横浜国立大学の学生と協同で普及啓発のためのイベント（映画祭）を実施しました。 ・障害のある方の普及啓発を目的として、平成17年度から開始した「わたしは街のパン屋さん」事業を継続して実施しました。 	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・Sプロによる出前講座の開催 ・普及啓発イベントの実施 	推進
災害時における要援護者支援の推進	<p>地域において災害時の要援護者支援をテーマとした普及・啓発活動を進めると共に、障害のある方やその家族が地域で行われる防災訓練に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Sプロにおいて、要援護者の支援方法に関する出前講座を実施したほか、「支援してほしい」人は「黄色」、「支援できる」人は「緑色」のバンダナを身につけることを推進する市民啓発活動に取り組みました。 ・平成22年度には地域防災拠点5か所に多目的トイレの整備を行い防災訓練に参加しやすい環境づくりを進めました。 	地域防災訓練への参加	実施：地域防災拠点5か所に多目的トイレの整備（合計10か所）	推進
疾病や障害に関する情報の発信	<p>ホームページなどの媒体を活用して、発達障害や高次脳機能障害などの新たな障害を含め、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解の促進に努めます。</p> <p><振り返り></p> <p>疾病や障害に関する記事を広報よこはまに掲載し、広く周知しました。また、関係機関に対して障害理解の研修を実施し、理解の促進を行いました。</p>	推進	<p>実施：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはまへの掲載 ・関係機関への研修 	推進
副学籍による交流の推進	<p>特別支援学校の児童生徒が地域の小中学校に副学籍を置き、交流及び共同学習を推進します。副読本「みんな友だち」を活用しながら、小中学校において障害理解を推進します。</p> <p><振り返り></p> <p>特別支援学校在籍者のうち、平成22年度は小学部43%、中学部9%の児童・生徒が副学籍による交流を行いました。</p>	推進	実施	推進

(2) 相談支援システムの機能強化

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
相談支援システムの普及 (広める)	<p>障害者本人やその家族が1人で悩みを抱え込まないために、相談支援システムの活用促進に向け、本人・家族・関係者にシステムの普及を図ります。</p> <p><振り返り></p> <p>各区地域自立支援協議会の取組みの中で、本人・家族・関係者への普及活動を展開しました。</p>	本格実施	検討実施：法改正等をふまえたシステムの再構築	推進
相談支援従事者の養成 (深める)	<p>相談支援従事者としての意識、知識（3障害の特性の理解、発達障害者等障害者手帳の対象にならない障害の理解、精神疾患の早期受診受療支援等）技術をもった人材のさらなる養成・確保のために相談支援従事者研修を実施します。</p> <p><振り返り></p> <p>相談支援従事初任者研修および現任研修の他、事例検討研修等各種研修を実施しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)のニーズにあった研修実施 ・課題分析 	検討実施：初任者研修・現任研修を軸に相談員の養成・確保するための研修体系の構築	推進：障害児・者のニーズにあった研修、課題分析
自立支援協議会強化のための技術支援 (深める)	<p>「地域自立支援協議会」が地域課題をまとめ、市自立支援協議会に施策提案するため、「個別支援会議や自立支援協議会の運営手法」と「施策提言策定の技術」などについて、事務局（区役所と地域活動ホーム）を技術支援します。</p> <p><振り返り></p> <p>二次相談支援機関が、個別支援会議や事例検討の実施などについて、各区地域自立支援協議会での支援を展開しました。</p>	手法や技術を学ぶ研修 会議実施	実施：個別支援会議・事例検討への技術支援 検討：運営手法への技術支援方法継続可否	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
ケアマネジメントの充実 (深める)	相談支援事業と関連の深い他事業（障害者自立生活アシスタント派遣事業や精神障害者退院促進支援事業など）との連携を強化し、相談支援事業利用者のニーズを満たします。 ＜振り返り＞ 自立生活アシスタント事業と委託相談支援事業をあわせて実施する民間事業所と行政が一緒に、より機能的に連携するための意見交換を実施しました。	関係機関と連携した相談支援の実施	実施： 合同研修 検討： 法改正も念頭に置いた体系的な研修	推進： 関係機関と連携した相談支援
当事者相談の推進 (深める)	障害者本人やその家族による当事者相談を、「身近な相談」として引き続き相談支援の窓口の一つとするとともに、社会状況に即した効果的な仕組みを検討・推進します。 ＜振り返り＞ 横浜市障害者自立支援協議会に相談支援システム検討会を設置し、当事者相談について検討しました。	・効果的な仕組みで実施 ・当事者相談員研修実施	検討： 相談支援体制の整備について	推進： 当事者相談員研修、効果的な相談支援体制の確立
相談支援事業評価基準の策定 (活かす)	より機能する相談支援システムを目指し、市自立支援協議会で相談事業の評価基準を策定し、評価を試行します。 ＜振り返り＞ 平成21年度に試行を終了し、平成22年度から評価を実施しました。	推進	実施： 事業評価 検討： 平成25年度以降の評価基準内容	推進： 事業評価
難病患者への医療講演会・交流会の実施	患者数が少なく治療法が確立されていない難病の患者に、病気の知識や日常生活の工夫についての情報を提供するため、専門医による医療講演会の実施を推進します。また、患者同士の交流と情報交換を支援するために、疾患別の患者交流会を引き続き実施します。 ＜振り返り＞ 各区において年間2回ずつ専門医による医療講演会を実施しました。また疾患別の交流会も引き続き実施しました。	推進	実施	推進

(3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	<p>地域生活を支援する拠点施設である地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの生活支援機能等の拡充について検討し、充実を図ります。また、重度重複障害児・者の生活を支援する多機能型拠点について、その機能などを検討し、整備に着手します。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援センターを市内に16館設置。各センターで順次、自立生活アシスタント事業や退院促進支援事業を実施することで機能強化を図りました。 多機能型拠点については、2か所の設計（内1か所着工）と3か所目以降の展開について、内部検討（基礎調査）を行っています。 	推進	実施	推進
安心できる住まいの確保	<p>長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害の有無に関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討していきます。</p> <p>グループホーム・ケアホームの設置を推進するとともに、重度の障害者や心身機能の低下した高齢障害者も安心して住み続けられる支援体制のある生活の場について検討を行い、確保します。</p> <p><振り返り></p> <p>目標数である年間200人分のグループホーム・ケアホームの設置を実施しました。また、平成22年度から、重度化対応グループホームのモデル事業を開始しています。</p>	推進	実施	推進
安心できる生活支援の体制づくり	<p>医療的ケアや行動面での支援など特別な支援を要する障害者であっても安心して地域で生活できるよう、生活の場や日中の活動の場を確保するほか、短期入所、日中一時支援事業やホームヘルプ等訪問系サービスの充実を図ります。また、障害者自立生活アシスタント事業については、市内のどこに住んでいても支援が受けられる体制を早期に整備するとともに、発達障害等に対応する事業の実施に向けた検討を行います。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> グループホームや日中活動事業所等、住まいや日中活動の場を拡充し、また、新たに医療的ケアを要する障害のある方のための多機能型拠点の整備や重度化した障害のある方のためグループホームモデル事業を実施しました。 障害者自立生活アシスタントについては、知的17か所、精神11か所に加え、新たに発達障害や高次脳機能障害に特化した事業所を整備しました。 	推進	実施	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
人材の育成・確保	<p>横浜市内のそれぞれの福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者との共同による取組みを行います。特に重度障害者等の支援水準の向上を図るための人材育成プログラム等の開発に取り組みます。</p> <p><振り返り> 民間事業者と協同で取り組む福祉人材確保のための就職フェアの開催、ガイドヘルパー確保のためのガイドヘルパー養成研修修了者に対する受講料の一部助成、ガイドヘルパーの技術向上のためのスキルアップ研修を行いました。</p>	推進	実施：合同就職フェア、ガイドヘルパー研修受講料助成（助成件数：約440件）、スキルアップ研修（実施回数：計7回）	推進
障害者支援施設の再整備等	<p>地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽施設の再整備を進めるほか、医療的ケアを伴う介護度の高い身体障害者を主な対象とする施設整備も進めます。</p> <p><振り返り> 老朽施設再整備を最初に行う施設を公募により選定し、実施設計を行いました。</p>	推進	実施設計 1か所	推進
多機能型拠点の整備	<p>重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。</p> <p><振り返り> ・1か所目（栄区桂台中）及び2か所目（都筑区佐江戸町）の実施設計（1か所目：10月完了、2か所目：3月完了予定。） ・1か所目（栄区桂台中）の着工（1月着工） ・3か所目以降の展開について、内部検討（基礎調査）</p>	事業着手	実施： 3か所	推進
グループホームの設置促進	<p>グループホーム・ケアホームの設置を促進するとともに、入居者の高齢化等に対応できる支援の仕組みを整備します。</p> <p><振り返り> グループホーム・ケアホームの設置を促進し、目標数値である年間200人分の利用ニーズに応えるとともに、平成22年度から、重度化対応グループホームのモデル事業を開始しました。</p>	560 か所 2,800 人	534か所 2,827人	680 か所 3,400 人

Ⅲ 重点施策

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
保育所・幼稚園	<p>全市立保育園で障害児を受け入れます。また、民間の保育園及び幼稚園で障害児利用に対して経費助成を実施します。</p> <p><振り返り> 全市立保育園で障害児を受け入れました。また、民間の保育園及び幼稚園で障害児利用に対して経費助成を実施しました。</p> <p>※1：22年度実績 23年度実績は24年6月以降 障害福祉部ホームページで公開</p>	推進	<p>実施※1： 民間幼稚園 744人、 保育園 336園 (特別支援 含む)</p>	推進
横浜生活あんしんセンター	<p>権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を各区の社会福祉協議会で実施します。</p> <p><振り返り> 契約件数は年々増加しており、金銭管理に課題を抱える市民の支援に成果を上げました。</p>	推進	<p>実施：権利擁護にかかわる相談調整、契約に基づく訪問・金銭管理サービスなど</p>	推進
地域ケアプラザ	<p>福祉保健に関する相談、活動の振興、福祉保健サービスを身近な場で総合的に提供する施設を整備します。</p> <p><振り返り> ・H21しゅん工数5か所（累積119か所） ・H22しゅん工数4か所（累積123か所） ・H23しゅん工数5か所（累積128か所）</p>	130か所	128か所	132か所
公共交通機関のバリアフリー化	<p>鉄道駅舎へのエレベーター等の設置・ノンステップバスの導入促進を図ります。</p> <p><振り返り> 鉄道駅舎へのエレベーター等設置事業を実施しました。 また、ノンステップバスの導入促進事業を実施しました。(H22～23年度は休止)</p>	推進	<p>実施：エレベーター等により段差解消済み駅数 148駅 ノンステップバス合計導入台数 1,047台</p>	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
中途障害者地域活動センター	<p>脳血管疾患の後遺症などで障害のある人に対して、生活訓練や地域との交流などを行いながら、自立した生活や社会参加への支援を実施します。</p> <p><振り返り> 活動センター事業（スポーツ、創作活動、地域交流など）やリハビリ教室事業（心身機能及び体力維持、仲間づくり・交流プログラムなど）を行い、自立した生活や社会参加への支援を実施しました。</p>	18か所 530人	18か所 511人	18か所 511人
難病患者への居宅生活支援事業の充実	<p>居宅で療養している難病患者を支援するため、ホームヘルパー派遣、日常生活用具給付、短期入所、外出支援サービスを実施しています。神経系難病患者等、医療依存度の高い重症患者については、一時入院事業で本人や家族の負担軽減に取り組み、重症外出支援事業でストレッチャーを利用する患者の外出を支援します。各事業の実施により、難病患者の居宅生活支援に取り組みます。</p> <p><振り返り> 引き続き難病患者居宅生活支援の各事業を実施しました。また、一時入院事業では、H22年度より、3病院（3病床）から7病院（4病床）へ協力医療機関を拡大しました。</p>	推進	実施	推進
まちのバリアフリー化推進調査	<p>駅を中心とした地区などを対象として、バリアフリー新法に基づき、まちのバリアフリー化の方針・計画である「バリアフリー基本構想」の検討を進めます。</p> <p><振り返り> 平成20年度までにバリアフリー基本構想を策定した7地区に加え、平成21年度からの3ヵ年で4地区策定しました。</p>	推進	11地区	推進
駅ボランティア事業	<p>通勤、通学途上など地下鉄利用の際に介助が必要な高齢者や障害者などに対して、移動の支援、切符の購入、手荷物の運搬などのお手伝いを行う「駅ボランティア」を実施します。</p> <p><振り返り> 平成13年5月に開始した事業も10年以上の活動になりました。また、平成15年8月より毎年、夏休みと春休み期間に主要駅構内にエプロン姿で一定時間常駐活動する「常駐型駅ボランティア」を15回実施して延べ1,299人5,534回活動しました。</p>	推進	3.11東日本大震災の余震による不安により、常駐型駅ボランティア活動を一時中止しています。（24年3月24日から再開しました）	推進
障害者地域活動ホーム	<p>障害児・者の地域生活を支援するために、相談支援事業、日中活動事業、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動、おもちゃ文庫）等の事業を実施します。</p> <p><振り返り> ・中区での社会福祉法人型施設の平成24年度開所に向け整備を進めています。 ・運営法人の統合による運営基盤の強化と生活介護事業への移行を行った機能強化型地域活動ホームで、生活支援事業を拡充して実施しました。</p>	41 か所	40か所	41 か所

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
精神障害者 生活支援センター	精神障害者の日常生活を支援するため、相談、情報提供、イブニングケア等の在宅支援を行う拠点施設を整備します。 ＜振り返り＞ 中区での平成24年度開所に向け、整備を進めています。	18 か所	17 か所	18 か所
民間住宅あんしん入居	連帯保証人が確保できないなどの理由で民間賃貸住宅への入居ができない障害者等の入居保障や居住継続を支援します。 ＜振り返り＞ あんしん入居事業を利用する方へ、保証料を助成しました。	推進	実施	推進
市営住宅の供給	市営住宅への入居を希望する障害者に配慮した利用や仕様の住宅を供給します。 ＜振り返り＞ バリアフリー化対応の修繕などを適宜実施	推進	191戸	推進
小規模通所施設の 設置促進	身近な地域で生産活動や創作的活動などを行う場の設置を促進します。 ＜振り返り＞ 障害福祉サービスへの移行を進めることで多様なサービスの選択を図るとともに、地域活動支援センター作業所型の設置を推進しました。	236 か所 4,779 人	216 か所 4,331 人	推進
障害者自立生活 アシスタント事業	地域で単身等で生活する障害者に対して、その障害特性を踏まえて、具体的な生活の場面での助言などを行う自立生活アシスタントを派遣します。 ＜振り返り＞ 知的障害17か所、精神障害11か所、高次脳機能障害1か所、発達障害1か所を整備しています。	29 か所	30か所	推進
短期入所・ 日中一時支援事業	障害児・者を介護する家族等の疾病時や休養を要する時に、ショートステイなどのサービス利用が介護ニーズの高い障害者も利用しやすいよう、充実します。 ＜振り返り＞ 医療的ケアが必要な障害児・者が必要ときにショートステイなどが利用できるよう、多機能拠点について検討し、整備に着手しました。	推進	検討実施	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害者支援施設の 地域生活支援機能の強化	<p>在宅障害者の生活支援のために、生活課題解決のための専門性の向上や医療的ケアを有する障害者支援機能の充実を図ります。</p> <p>＜振り返り＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施について検討を進めるため、モデル事業の実施・検証を行いました。 ・在宅障害者の生活支援を目的として、施設整備に伴う短期入所の受け入れ枠拡大や多機能型拠点の検討、整備なども進めました。 	推進	検討実施	推進

Ⅲ 重点施策

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害福祉サービス事業所の整備(市内事業所)	横浜市市内における障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の整備を推進します。 <振り返り> 本事業を推進し、障害のある方の日中活動や訓練の場を拡充しました。			
《生活介護事業所》	障害者の地域での生活を支援するため、介護が必要な人の日中活動支援を行います。	86 か所 3,444 人	88 か所 3,312 人	113 か所 3,392 人
《自立訓練(機能訓練)事業所》	障害者の地域での生活を支援するため、身体機能の維持・回復のための訓練を行います。	1 か所 36 人	1 か所 36 人	1 か所 36 人
《自立訓練(生活訓練)事業所》	障害者の社会復帰や地域での生活を支援するため、生活能力の維持・回復のための作業訓練や生活指導訓練を行います。	10 か所 140 人	9 か所 93 人	10 か所 113 人
《宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所》(精神障害者生活訓練施設(援護寮)含む)	精神障害者の社会復帰を促進するため、宿泊型の生活指導訓練を行います。	3 か所 80 人	4 か所 90 人	4 か所 90 人
《就労移行支援事業所》(精神障害者通所授産施設含む)	雇用されることが困難な方などに、企業等への就労に向けた訓練を行います。	22 か所 381 人	27 か所 412 人	31 か所 492 人

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害福祉サービス事業所の整備(市内事業所)	<p>横浜市内における障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の整備を推進します。</p> <p><振り返り> 本事業を推進し、障害のある方の日中活動や訓練の場を拡充しました。</p>			
《就労継続支援A型事業所》	雇用されることが困難な方に、雇用契約を行い就労の場を提供するとともに、企業などへの就労に向けた訓練を行います。	4 か所 70 人	8 か所 121 人	11 か所 181 人
《就労継続支援B型事業所》	雇用されることが困難な方に、就労の場を提供するとともに、企業などへの就労に向けた訓練を行います。	38 か所 941 人	68 か所 1,581 人	95 か所 2,121 人
《施設入所支援》	常時介護が必要な障害者に、夜間の生活を支援するとともに、障害者の地域への移行をめざすための生活訓練を行います。	22か所 1,195 人	22 か所 1,190 人	25 か所 1,210 人
障害者施設の再整備(再掲)	地域生活支援の視点から、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえて老朽化した障害者施設の再整備を進めます。	—	1 か所	推進

Ⅲ 重点施策

(4) 医療環境・医療体制の充実

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害児・者の受診環境の整備	<p>障害児・者が身近な地域で適切な医療を受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医師及び医療機関を増やします。また、障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用する「健康ノート」の普及状況等の検証等を行います。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児・者医療に取り組んでいる医療機関の情報を「横浜市重心連携協力医療機関名簿」として冊子にまとめ、障害当事者やその家族、特別支援学校等に情報提供を行いました。 ・障害に対する理解を深めていただくため、市内公立病院等で障害理解のための講座を行いました。 ・知的障害者やその家族が他の患者に気兼ねすることなく診察を受けることができるよう、知的障害者対応専門外来の設置に着手しました。 ・関係機関に「健康ノート」を配布するなど普及に努めましたが、より使いやすいものとするための検証には着手できませんでした。 	推進	実施	推進
医療従事者の障害理解の促進	<p>障害児・者が医療機関、在宅、日中活動を行う場で適切な医療・看護・介護を受けることができるように、医師を対象とした研修会や、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催します。また、医療関係機関等と協力して、市民や医療従事者向けの啓発活動に取り組んでいきます。</p> <p><振り返り></p> <p>訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催しました。また、市内公立病院等で障害理解の研修を実施しました。</p>	推進	実施	推進
入院時支援・医療的ケアの検討	<p>障害児・者の入院時における医療従事者との意思疎通を円滑に行うための支援の実施に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、医療的ケアの必要がある障害児・者の日中活動を広げ、地域活動ホーム等の障害児・者施設への受入れを支援するため、非医療職による医療的ケアの実施について検討を進めます。</p> <p><振り返り></p> <p>意思疎通の困難な全身性障害、知的障害、精神障害の方を対象に、入院先に支援員を派遣する重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業を平成22年10月から開始しました。</p>	推進	実施	推進

(4) 医療環境・医療体制の充実

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
初期救急医療体制の整備	<p>受診が必要な時はいつでも対応できる体制をつくります。</p> <p><振り返り> 県精神神経科診療所協会に協力要請をするなどして、対応する精神保健医師確保に取り組みました。</p>	推進	実施	推進
二次救急医療体制の拡充	<p>二次救急の専用病床をつくります。</p> <p><振り返り> 二次救急の受入病床について検討の結果、現状では専用病床よりも三次救急との共用病床の方が病床数を確保できるという結論に至ったため、共用病床を拡充しました。</p>	推進	実施	推進
救急病床の整備	<p>より身近な地域の医療機関に受診できるように、病床の確保に取り組んでいきます。</p> <p><振り返り> 横浜市大センター病院に横浜市民専用病床を確保しました。</p>	推進	実施	推進
精神科身体合併症 転院事業	<p>事業内容を充実させるための検討を進めていきます。</p> <p><振り返り> スムーズな運用を図るため、身体合併症受入病院連絡会を毎年一回開催しています。</p>	推進	実施	推進

(5) 障害児支援の体制強化

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
地域療育センターの整備	<p>0歳から小学校期までの障害児の増加し多様化する療育ニーズに応えるため、新たに地域療育センターを整備します。</p> <p><振り返り> 8館目整備に向け、用地選定、法人選定、基本設計、実施設計、工事着工(出来高10%)を実施しました。</p>	7か所	7か所	8か所
地域療育センターの機能拡充	<p>主として就学前の発達障害児により良い療育を提供していくため、地域療育センターに新たなサービスとして児童デイサービスを導入し、支援内容の拡充を図ります。</p> <p><振り返り> 未実施のセンター1か所で平成24年度導入に向けた準備を行うほか、その他のセンター6か所で児童デイサービスを実施しました。</p>	7か所	6か所	8か所
地域療育センターの学校支援の推進	<p>地域療育センターに専門スタッフを配置し、発達障害児への対応に関する支援を目的に、学校訪問による教職員への研修、児童との関わりや教室環境等に関する助言などの支援を小学校を対象に実施します。</p> <p><振り返り> 専門スタッフが小学校教職員への研修や、教室内の環境設定などの技術的支援を小学校全345校のうち260校で実施しました。</p>	推進	実施	保育所等訪問支援として推進
学齢障害児の居場所づくりの拡充	<p>小学生から高校生までの学齢障害児が放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所づくりを推進します。</p> <p><振り返り> 新規運営法人を公募・選定し、未整備区を含めて、実施か所を14か所から20か所へ6か所増を図りました。</p>	21か所	20か所	放課後等デイサービスへの移行を推進
児童デイサービスの推進	<p>療育目標を設定した個別プログラムを策定し、指導員等による個別指導を1日に一定時間以上行うとともに、個別プログラムに沿った集団療育を行います。</p> <p><振り返り> 地域療育センター運営の5か所増を含めて、実施か所が12か所から22か所へ10か所増加しました。</p>	推進	22か所	児童発達支援及び放課後等デイサービスとして推進
障害児相談支援の推進	<p>ケアマネジメントによりきめ細かく障害児支援を行うため、障害児相談支援の対象者の拡大を図ります。</p> <p><振り返り> 児童福祉法の一部改正により創設される障害児相談支援事業の対応について検討を行いました。</p>	検討	検討	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
中学校期以降における支援の充実	<p>中学・高校期の発達障害児と家族への専門的な支援機関のあり方の検討を行い、発達障害者支援センターとの連携など、児者一貫した支援体制の確立を目指します。</p> <p><振り返り> 発達障害検討委員会において、思春期年齢における支援の課題等について検討を行いました。</p>	検討	検討	推進
	<p>中学校期以降の学齢障害児の対応を行っている既存の専門機関について、診察や相談等の支援を推進します。</p> <p><振り返り> 小児療育相談センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターの2か所で実施しました。</p>	推進	2か所	4か所
重症心身障害児施設における支援機能の強化・拡充	<p>重症心身障害児施設を中心とした地域における生活支援や医療支援等のあり方を検討し、再整備などによる施設機能の強化と施設定員の拡充に取り組みます。</p> <p><振り返り> 新重症心身障害児施設整備に向け基礎調査、用地選定、法人選定を実施しました。</p>	推進	2か所	3か所
障害児施設における支援機能の強化・拡充	<p>被虐待児や発達障害児、重複障害児への支援等障害児施設に求められる新たな機能及び支援体制を検討し、再整備等による既存施設の機能強化と適正な施設定員の確保に取り組みます。</p> <p><振り返り> 「なしの木学園」の民営化及び再整備に向けた方針を決定しました。</p>	推進	実施	推進

Ⅲ 重点施策

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
発達障害児等支援事業	LD、ADHD等を含めた障害のある児童生徒への個に応じた指導の充実を図るため「特別支援教室」を全校に設置します。また、学校へ「専門家支援チーム」を派遣し、特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、また、地域療育センター等関係機関との連携や情報交換、共同研修等を実施し、校内支援体制を充実します。 ＜振り返り＞ 全小・中学校に特別支援教室を設置し、校内支援体制を充実しました。	小中学校 全校	小中学校 全校	推進
通級指導教室整備事業	対象児童生徒数の増加に対応して、引き続き方面別の適正配置を進めるとともに、指導内容を充実し、学校支援を進めます。 ＜振り返り＞ 藤が丘小学校に言語障害通級指導教室を設置しました。また、左近山中学校に情緒障害・言語障害通級指導教室、洋光台第一中学校に言語障害通級指導教室を整備しました。	19校	19校	推進
特別支援学校の再編整備	児童生徒数の増加に伴う対応は、県と緊密に連携をとりながら進めます。既設の特別支援学校については、教育環境の改善に向けて、施設整備・拡充等を進めていきます。また、特別支援教育のセンター的機能を拡充します。 ＜振り返り＞ 新治特別支援学校の移転整備の基本・実施設計を行い、工事に着手します。また、移転に合わせて、新たに知的障害高等部を設置します。	推進	実施	推進
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由特別支援学校に看護師を安定的に配置するとともに、医師等で構成する運営協議会を設置し、医療的ケアの実施体制の整備を図ります。 ＜振り返り＞ 肢体不自由特別支援学校に看護師を配置（5校・14人）するとともに、医師等で構成する運営協議会を開催しています。	推進	実施	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害児学校生活支援事業	<p>小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者が行っている介助や登下校を支援します。</p> <p><振り返り> 平成22年度から、学校生活支援員の利用についての要件を緩和しました。また、登下校については、障害者ガイドボランティア事業に移行しました。</p>	推進	実施	推進
学齢障害児夏休み支援事業	<p>学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、特別支援学校等の施設を活用して教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。</p> <p><振り返り> プール指導(3校)、プール開放(3校)、部活動(4校)、レクリエーション活動(3校)等を行いました。(23年度)</p>	推進	実施	推進
学校施設のバリアフリー化	<p>エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。</p> <p><振り返り> 平成21年度から9校に設置しており、23年度はさらに5校の設置を行いました。</p>	推進	実施： 133校設置	推進

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
企業への雇用支援の強化	<p>障害者雇用におけるノーマライゼーションの実現に向けた取組を実践している企業を表彰し、その優れた雇用事例の情報を発信するとともに、本市の関係部署と連携しながら、企業の障害者雇用の動機付けとなる報奨的な仕組みを検討します。特に中小企業に対しては、職場内指導者育成や、経営者の集う団体への働きかけを中心に、障害者雇用に踏み出せるような支援を関係機関とともに行います。</p> <p>また、市有財産の活用を含めた障害者多数雇用事業所の市内誘致を進めることにより、雇用の場の一層の拡大を図ります。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度までに計11社を表彰し雇用事例を紹介しました。 ・中小企業を中心にアプローチする事業を実施し、団体等への働きかけを行いました。 ・市有財産に、障害者多数雇用事業所を誘致できるよう内部調整を行いました。 	紹介企業 (累計) 17社	紹介企業 (累計) 11社	紹介企業 (累計) 27社
働き続けるための定着支援の強化	<p>障害者の就労相談、訓練、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの拡充や、就労支援センター及び就労移行支援・継続支援事業所、特別支援学校などの関係機関にて就労支援に携わる人材の育成を推進します。</p> <p>特に、増え続ける定着支援のニーズに対応できるよう、国制度の「障害者就業・生活支援センター」の導入などにより、障害者が働き続けるための生活支援を強化します。支援にあたっては地域就労支援ネットワークを活用し、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。</p> <p><振り返り></p> <p>ふるさと雇用再生特別基金を活用し、定着支援員を就労支援センターに配置し、また各就労支援センターを中核とした地域就労支援ネットワークを中心に、就労者の定着支援の充実を図りました。</p>	就労支援センター利用 登録者数 2,200人	就労支援センター利用 登録者数 3,300人	就労支援センター利用 登録者数 3,500人
体験実習や訓練事業等の拡充	<p>障害者の多様な能力開発など企業等の求めに対応できるスキルアップを図るため、職場体験実習、精神障害者社会適応訓練などの事業と、就労移行支援事業所等での訓練、特別支援学校等の実習について、体系的に職業能力を向上させる仕組みを構築します。</p> <p>また、実習・訓練の受入れ企業にとっても障害者を知る機会となることから、受入先となる協力事業所の開拓も積極的に進めます。</p> <p><振り返り></p> <p>職場体験実習及び精神障害者社会適応訓練を統合し、障害のある方の職業能力に応じた実習期間及び実習内容を設定できるよう新たな職場実習事業を創設しました。</p>	体験実習 利用者 65名	体験実習 利用者 65名	職場実習 利用者 80名

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	<p>精神障害、発達障害、高次脳機能障害に関して、就労支援センター等の就労支援事例や関係機関による事業などを検証し、訓練、就労、定着の支援手法の構築を図ります。</p> <p>また、雇用する企業のより一層の開拓を進めます。</p> <p><振り返り> 新たに創設した職場実習事業は、精神障害、発達障害、高次脳機能障害の方々にも利用できる事業として、各々の能力に応じた実習内容を受けることができるようになりました。また、就労支援センターがコーディネートを行うため、就労支援センターの支援ノウハウの向上が図られています。</p>	精神障害者の新規就労者数 100名	精神障害者の新規就労者数 214名	精神障害者の新規就労者数 240名
福祉的就労の一層の充実	<p>障害者施設・地域作業所等での福祉的就労の充実と工賃の増を図るため、関係機関・団体等と協働して企業からの発注促進に向けたしくみをつくとともに、本市による自主製品購入や業務委託など障害者施設等への発注機会の増加を図ります。</p> <p><振り返り> ダイレクトメールの送付等で企業へ発注促進のPRを行い、作業依頼には障害者団体等と連携して対応しました。また、通知や庁内イントラネット等を活用し、清掃委託など市役所内からの発注促進に取組みました。</p>	障害者施設等への作業幹旋件数 130件	障害者施設等への作業幹旋件数 97件	障害者施設等への作業幹旋件数 130件

(7) 発達障害児・者支援の体制整備

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
発達障害に対する理解の促進のための取組	<p>発達障害は気づきにくいということを踏まえた啓発用パンフレットの作成や講演会等を開催するなど、さまざまな媒体で普及・啓発を進め、本人や家族、周囲の人の障害特性への理解を促進します。こうした取組を通じて、職場や活動の場を拡大するとともに支援ができる人材の育成を図ります。</p> <p><振り返り> 保護課の就労支援専門員や、局の広報担当職員に向けての研修の実施を行いました。</p>	推進	推進	推進
関係機関の連携の促進	<p>個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな支援を行うため、発達障害者支援センターを中核とした相談支援体制と、福祉・医療・教育・労働などの関係機関の連携体制を充実します。</p> <p><振り返り> ・神奈川区、港北区でサポートコーチ事業を開始し、一次相談支援機関のスキルアップや地域課題の把握などを通して、相談支援機関同士の連携へと繋がっています。 ・支援開発事業（就労移行支援事業）を通して、若者支援施策や労働関係機関などとの連携に着手しています。</p>	推進	実施： サポート コーチ事 業、就労移 行支援事業 検討： 発達障害者 支援セン ターを中核 とした相談 支援体制の 整備	推進
具体的な支援策の開発と普及	<p>発達障害のある人への具体的な支援策を開発するため、発達障害児・者への先駆的な取組等をモデル的に実践・評価し、有効な支援方法の確立と普及を目指します。</p> <p><振り返り> 発達障害者の就労支援に対する有効な支援手法の開発を目的として、発達障害者就労移行支援事業を開始しました。</p>	推進	実施	推進
発達障害児への支援の充実	<p>地域療育センターに就学前の発達障害児を対象とした新たなサービスを導入したり、小学校の教職員に対する研修やコンサルテーションを行うなど、発達障害児への支援の拡充を図ります。また、中学校期以降の支援体制のあり方等について検討を行い、具体化に向けて取り組みます。</p> <p><振り返り> 地域療育センター6か所で児童デイサービスを導入したほか、学校支援事業専門スタッフによる小学校教職員への支援を実施しました。また、市内2か所で、学齢後期（中学校期以降）の発達障害児への支援を実施しました。</p>	推進	実施	推進
特別支援教育の推進	<p>特別支援教育コーディネーターを中心として、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制を構築し、個別の教育支援計画の策定や特別支援教室の活用を通して、発達障害のある児童生徒への支援の充実を図ります。</p> <p><振り返り> 全小・中学校に特別支援教室を設置するとともに、「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の手引き」を作成し、活用を図っています。</p>	推進	実施	「個別の指導計画」について、対象となる全ての児童生徒について作成

「障害」の表記について

「障害」という言葉については、「害」という文字を使っていることから、「障がい」とひらがなでの表記をしたり、「障碍」という文字を使用したり、といった例が見られます。

過去の経緯を見ると、「障害」という表記は、昭和24年の身体障害者福祉法の制定によって使われるようになった表記です。それまでは「障害」、「障礙（碍）」という表記がそれぞれ使われていましたが、「礙（碍）」という字が当用漢字の使用制限によって法律では使えなくなったことにより、「障礙」と意味が同じ「障害」という語が採用されたものです（ちなみに漢和辞典を調べると、当用漢字制定の前から両者は同じ意味であるとされていたようです）。

今回の「プラン」の策定にあたっての表記の方法について、ニーズ把握調査の一環として実施したグループインタビューの中で、参加していただいた障害のある方やそのご家族の皆さんに、「障害」という言葉の表記についてご意見を伺いました。

グループインタビュー結果の概要は「資料編」に記載していますが、多数の方が、「障害」の表記については「今のままでよい」あるいは「変えるべきではない」というご意見でした。

ニーズ把握調査結果より

- そこだけ変えても何も変わらない。意味がない。
むしろ漢字をかなに変えることに抵抗を感じる。
- 本質的に差別のない共生の施策づくりを行政として手伝って欲しい。
- 障害という概念で捉えて、漢字表記で通して欲しい。
- 漢字とか平仮名ということではなく、障害という言葉自体が受け入れられるかどうかである。
- それにこだわること自体がおかしい。
- 「障害」を「障がい」とすることでごまかしてはいけないと思う。

いただいたご意見などを踏まえ、「プラン」の編集にあたっての表記について、検討しました。一部でも不快に感じる方がいるのなら変えるべきだ、という意見もありましたが、グループインタビューでいただいたご意見の中にもあったとおり、表記を変えることによりすべてが済んだ、という感覚となるのが最も懸念されるので、変えるべきではない、という意見もありました。

こうした検討を重ねた結果、「横浜市障害者プラン（第2期）」の中では、これまでどおりの「障害」という表記で統一することとしました。しかし、「障害」の表記については、これからも引き続き皆さんと話し合っていきたいと考えています。

また、横浜市では、今後も、市民誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するために、「障害理解」の促進に取り組んでいきます。

